

久留米市景観計画届出の手引き (基準編)

目 次

1. 景観形成基準.....	1
(1) 建築物・工作物の行為.....	1
(2) 開発行為、土地の開墾等、外観照明.....	4
2. 景観形成基準の解説.....	5
(1) 位置（配置）.....	5
(2) 高さ.....	10
(3) 形態・意匠.....	15
(4) 色彩.....	20
(5) 屋外設備等.....	34
(6) 緑化・外構.....	35
(7) 夜間照明.....	39
(8) 京町周辺景観重点地区（建築物・工作物）.....	42
(9) 開発行為.....	46
(10) 土地の開墾等.....	48

令和4年4月 改定

久留米市 都市建設部 都市計画課

1. 景観形成基準 (1) 建築物・工作物の行為

◆ 建築物・工作物の行為の景観形成基準

- 建築物・工作物の行為の景観形成基準は、地域区分毎に定めています
- 行為地の地域区分は「手続き編 P.3～5」にてご確認ください
- 届出対象となる建築物、工作物は「手続き編 P.6」をご確認ください

【1. 自然・田園部（耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域）】

		自然・田園部		
地域区分		□ 耳納連山山辺地域	□ 東部田園地域	□ 西部田園地域
建築物・工作物の行為の景観形成基準	位置 (配置)	□道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。 解説 P.5		
		□景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。 解説 P.6		
		—	□筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。 解説 P.7	
	高さ	□筑後川堤防道路から耳納連山の連続する眺望を阻害しない建築物・工作物等の位置に努めること。 解説 P.8		
		□低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。 解説 P.10		
		□筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。 解説 P.10～13		
	形態 ・ 意匠	□JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。 解説 P.10～13		
		□耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とする。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りでない。 解説 P.14		
		—	—	—
	色彩	□周辺のみちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。 解説 P.15		
□屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。 解説 P.15				
□長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。 解説 P.15～16				
屋外 設備等	□周辺のみちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。 解説 P.20			
	□明度は、周辺のみちなみや自然との調和に配慮すること。 解説 P.20			
	□マンセル値によりR系(赤系)、YR系(黄赤系)、Y系(黄系)は彩度4を、GY系(黄緑系)、G系(緑系)、BG系(青緑系)、B系(青系)、PB系(青紫系)、P系(紫系)、RP系(赤紫系)は彩度2を超える色彩を使用しないこと。 解説 P.20 ※外壁各面の20%程度は、この限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。 ※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。 ※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。			
緑化 ・外構	□耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の色彩は周囲の景観と調和したものとする。 解説 P.32			
	—	—	—	
夜間 照明	□屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。 解説 P.34			
	□受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。 解説 P.34			
夜間 照明	□敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。 解説 P.35			
	□筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。 解説 P.35			
夜間 照明	□ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。 解説 P.39			

1. 景観形成基準 (1) 建築物・工作物の行為

【2. 市街地部 (中心市街地地域、周辺市街地地域)】

		市街地部	
地域区分		□ 中心市街地地域	□ 周辺市街地地域
建築物・工作物の行為の景観形成基準	位置 (配置)	<p>□道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。解説 P.5</p> <p>□景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。解説 P.6</p> <p>□壁面後退などによりオープンスペースを確保し、魅力ある歩行空間の創出に配慮すること。</p> <p>また、高層部は、隣接する建築物との壁面の位置を合わせるよう配慮すること。解説 P.9</p>	<p>□筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。解説 P.7</p>
	高さ	—	□田主丸地域については、JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。 解説 P.10
	形態 ・ 意匠	<p>□周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないよう努めること。解説 P.15</p> <p>□屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとするなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。解説 P.15</p> <p>□長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。解説 P.15～16</p>	—
		<p>□建築物等のファサード (建築物の正面の外観) は、周辺との調和を図るなど連続性のある景観の創出に配慮すること。解説 P.17</p> <p>□商業系施設の低層部は、ショーウィンドーやカフェテラス、ギャラリー等により賑わいを演出し、歩行者に楽しさや快適さを与えるよう配慮すること。解説 P.17～18</p> <p>□商業系施設のシャッターは、透過性のあるものとし、閉店後のまちなみにも配慮すること。解説 P.17～19</p> <p>□敷地内のオープンスペースが魅力的に利用されるよう、低層部と外構のデザインに配慮すること。解説 P.17～19</p>	—
	色彩	<p>□周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。解説 P.20</p> <p>□明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。解説 P.20</p> <p>□マンセル値により R 系 (赤系) は彩度 6 を、YR 系 (黄赤系)、Y 系 (黄系) は彩度 4 を、GY 系 (黄緑系)、G 系 (緑系)、BG 系 (青緑系)、B 系 (青系)、PB 系 (青紫系)、P 系 (紫系)、RP 系 (赤紫系) は彩度 2 を超える色彩を使用しないこと。解説 P.20</p> <p>※外壁各面の 20% 程度は、この限りでない。ただし、中心市街地地域及び中心市街地地域に隣接する都市計画の商業地域においては、外壁各面の 40% 程度は、この限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること。</p> <p>※周辺との調和に配慮した、自然素材や伝統的工法の素材の色については、この限りでない。</p> <p>※景観審議会等の意見を聞き市長が景観形成上支障がないと認める場合においては、この限りではない。</p>	—
		□低層部はアクセント色の工夫により賑わいの創出に配慮すること。 解説 P.33	—
	屋外 設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。解説 P.34</p> <p>□受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。解説 P.34</p>	—
	緑化 ・ 外構	<p>□敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。解説 P.35</p> <p>□オープンスペースでの緑化に配慮すること。解説 P.36</p> <p>□駐車場を設置する場合は、周囲の緑化に配慮すること。解説 P.36 し、緑化による修景に配慮すること。解説 P.38</p> <p>□塀や柵は、できる限り開放性のあるものとし、閉鎖的にならないよう配慮すること。解説 P.36</p>	□工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮
夜間 照明	<p>□歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドー等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。解説 P.40</p> <p>□夜間広告は、間接照明等を用いて品格ある夜間の演出に配慮すること。解説 P.40</p>	□ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。 解説 P.41	

1. 景観形成基準 (1) 建築物・工作物の行為

【3. 重点地区 (京町周辺景観重点地区)】

		景観重点地区
地域区分		□ 京町周辺景観重点地区
建築物・工作物の行為の景観形成基準	位置	□道路等の公共空間にゆとりを感じさせるように建築物・工作物の位置に配慮すること 解説 P.42
		□景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること。 解説 P.42 □筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること。 解説 P.42
	高さ	□中低層のまちなみから突出した印象を与えない高さに努めること 解説 P.42
	形態・意匠	□歴史的な建造物等との調和に配慮したデザインとするよう努めること 解説 P.43
		□長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること 解説 P.43
	色彩	□歴史的な建造物や自然との調和に配慮し、外観の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には統一感のある配色になるよう努めること 解説 P.43
		□明度は歴史的な建造物や自然との調和に配慮すること 解説 P.43 □マンセル値によりR、YR、Y系は彩度3を、GY、G、BG、B、PB、P、RP系は彩度1を超える色彩を使用しないこと 解説 P.43 ※外壁各面の10%程度はこの限りでない。ただし、周辺との調和に配慮すること ※周辺との調和に配慮した自然素材や伝統的工法の素材の色についてはこの限りでない ※景観審議会の意見を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合においてはこの限りでない
	屋外設備等	□屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること 解説 P.44
□受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えないよう配慮すること 解説 P.44		
緑化・外構	□塀、垣、柵等を設ける場合は、歴史的な建造物や自然との調和に配慮した生垣、板塀、土塀等の設置に努めること。ただし、やむを得ず道路等の公共空間に面してブロック塀を設ける場合は、高さや意匠などの修景に工夫するよう努めること 解説 P.44	
	□工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること 解説 P.44	
夜間照明	□ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること 解説 P.45	
屋外広告物	□広告物を掲出する場合は、奇抜な形状を避け、歴史的な建造物等と調和したデザインや低彩度の色彩となるよう努めること 解説 P.45 □窓面利用の広告物・広告幕の掲出は避けるよう努めること 解説 P.45 □点滅する光源、サーチライト等の強い光を発するものは避けるよう努めること 解説 P.45	

1. 景観形成基準 (2) 開発行為、土地の開墾等、外観照明

◆ 開発行為（都市計画法第4条第12項）の景観形成基準

- 長大な法面または擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のような配慮をすること

<法面>

- 出来るだけ周囲と調和する構造及び形態とし、出来る限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること **解説 P.46**

<擁壁>

- 構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること **解説 P.46**

- 届出対象：開発区域面積 1, 000㎡以上（市街化区域の場合）
開発区域面積 3, 000㎡以上（その他の区域の場合）

◆ 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更の景観形成基準

- 敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること **解説 P.48**
- 長大な法面または、擁壁が生じないように配慮すること **解説 P.48**
- 行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること **解説 P.48**

- 届出対象：区域面積 1, 000㎡以上（市街化区域の場合）
区域面積 3, 000㎡以上（市街化区域以外の場合）

ただし、自然公園法の許可・届出対象を除く

◆ 夜間において公衆の観覧に供するため、一定期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明の景観形成基準

- 自然・田園部でライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること **解説 P.39**
- 周辺市街地地域でライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること **解説 P.41**
- 中心市街地地域でライトアップ等を行う場合は、歩行空間を演出する照明施設等により魅力ある夜間景観の創出に配慮すること **解説 P.40**

- 届出対象：届出対象建築物又は届出対象工作物の外観について照射する照明

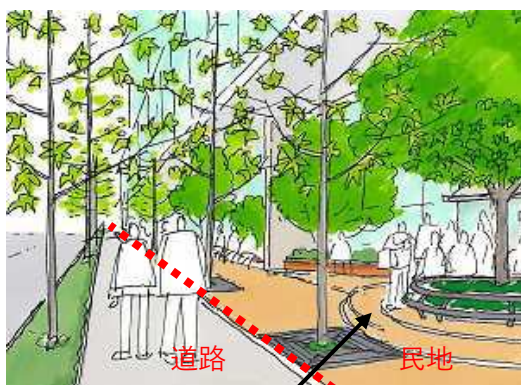
2. 景観形成基準の解説 (1) 位置 (配置)

【対象となる地域区分：全 域 (京町周辺景観重点地区を除く)】

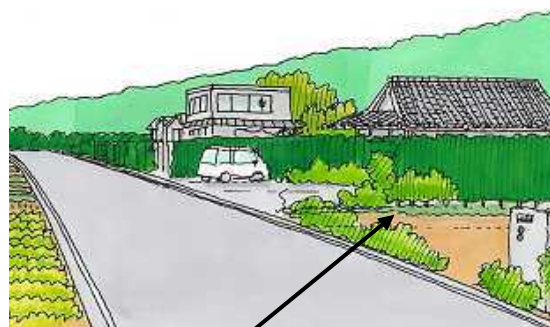
□ 1 道路等の公共空間を確保できるように建築物・工作物等の位置に配慮すること。

【解説】

建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、出来るだけ道路等の公共空間に接する部分はその境界等から後退し、公共空間と一体となる「ゆとりある空間」を創出します。そのような「ゆとりある空間」に植栽の設置や道路等と一体となる整備を行うことで道路等の公共空間にいる人に圧迫感・威圧感を与えない空間を創出します。



「ゆとりある空間」を確保し、
道路等と一体となる整備を実施



「ゆとりある空間」を確保し、
植栽を設置

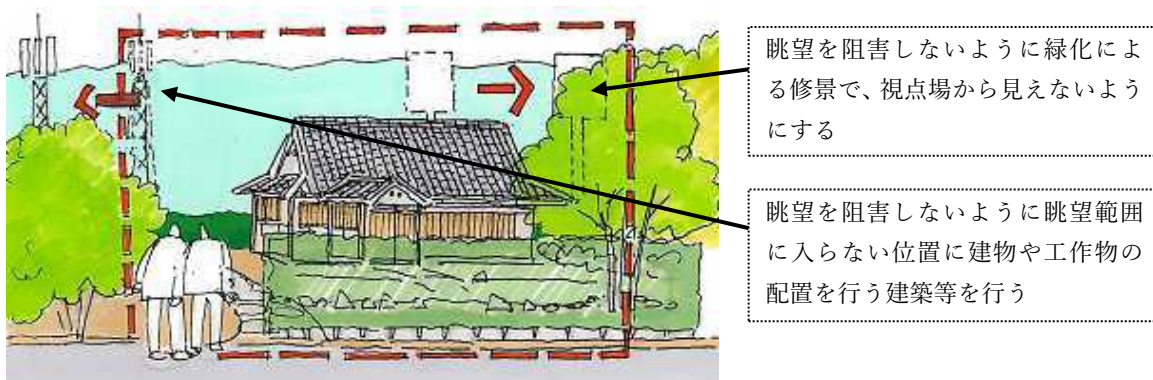
2. 景観形成基準の解説 (1) 位置 (配置)

【対象となる地域区分：景観重要建造物・樹木の眺望保全範囲内】

- 2 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないように努めること。

【解説】

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定を行う場合は、その建築物や樹木の眺望がもっとも良い場所を視点場として設定します。建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合には、その視点場からの眺望を阻害しないように建築物や工作物の位置の配慮や緑化による修景などを行い良好な眺望の保全を行います。



なお、令和4年4月1日時点で、景観重要樹木の指定が1件あります。

下記の眺望保全範囲内で、建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、この景観形成基準が適用されます。

指定番号	第1号	
名称 (樹種)	浅井の一本桜 (ヤマザクラ)	
指定年月日	平成28年 3月29日	
所在地	久留米市山本町 耳納 1511-1	

2. 景観形成基準の解説 (1) 位置 (配置)

【対象となる地域区分：東部田園地域、西部田園地域、周辺市街地地域】

□3 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するように配慮すること。

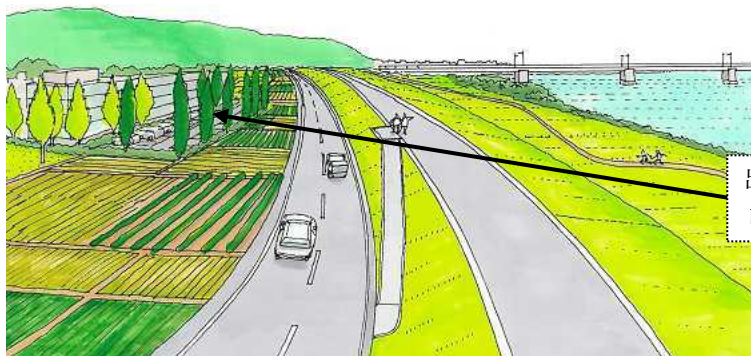
【解説】

筑後川に面する箇所に建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、筑後川の連続する良好な眺望を確保するために、出来るだけ筑後川の河川区域界から後退し、河川空間と一体となる「ゆとりある空間」を創出します。そのような「ゆとりある空間」に植栽の設置などを行うことで、筑後川の連続する良好な眺望を保全します。



出来る限り河川区域境界から後退し、「ゆとりある空間」を確保

植栽等を配置し、筑後川の良好な眺望を確保



出来る限り河川区域境界から後退し、「ゆとりある空間」を確保

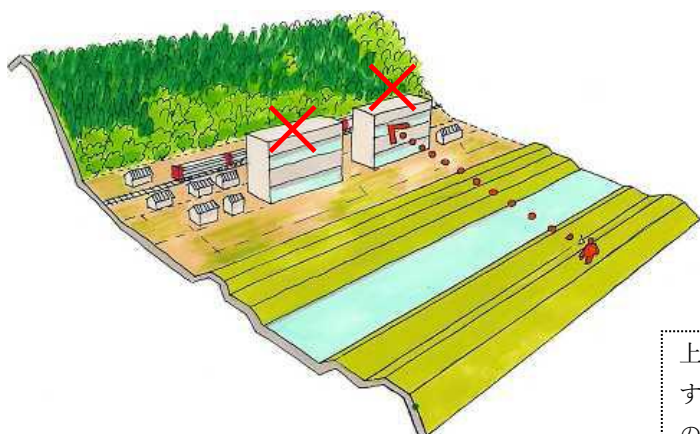
2. 景観形成基準の解説 (1) 位置 (配置)

【対象となる地域区分：耳納連山山辺地域、東部田園地域】

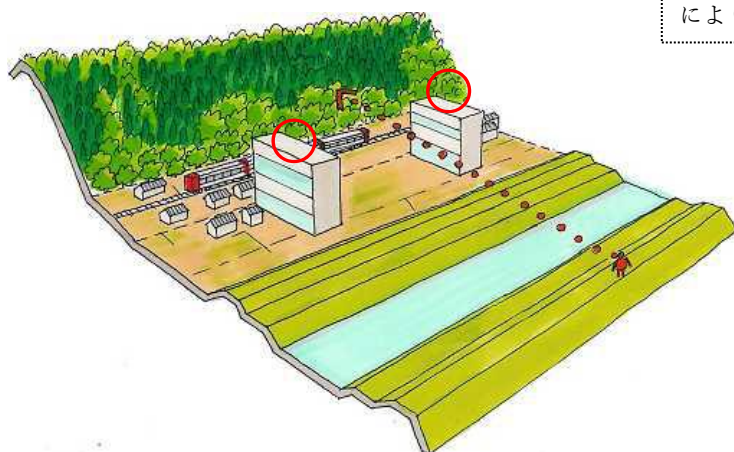
- 4 筑後川堤防道路から耳納連山の連続する眺望を阻害しない建築物・工作物等の位置に努めること。

【解説】

筑後川沿いに建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合には、筑後川堤防道路からの良好な眺望を保全できるような建築物や工作物の位置に努め、筑後川と耳納連山の一体となった連続する良好な眺望を保全します。



上図では、筑後川からの眺望を阻害する位置に建物が配置されているので、
下図のように、位置に配慮することにより眺望を確保



2. 景観形成基準の解説 (1) 位置 (配置)

【対象となる地域区分：中心市街地地域】

- 5 壁面後退などによりオープンスペースを確保し、魅力ある歩行空間の創出に配慮すること。また、高層部は、隣接する建築物との壁面を位置を合わせるよう配慮すること。

【解説】

中心市街地地域において、建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合は、特に低層部や交差点に接する角地などにおいて、出来るだけ道路等の公共空間に接する部分は、その境界等から後退し、公共空間と一体となる「ゆとりある空間」を創出します。

そのような「ゆとりある空間」に道路等の公共空間と一体となる整備を行うことで、道路等の公共空間にいる人に圧迫感・威圧感を与えない空間を創出し、更にカフェテラスやベンチ、植栽等の設置を行い賑わいを演出する空間を創出します。

また、高層部においては、出来る限り隣接する建築物との壁面の位置を合わせ、通りの連続性を確保し、統一感のあるまちなみを創出します。



低層部の壁面後退を行い、道路と一体的な整備を行い、「ゆとりある空間」を創出

高層部の壁面の位置を合わせ、通りの連続性を確保

交差点に接する角地においてオープンスペースを確保し「ゆとりある空間」を創出

2. 景観形成基準の解説 (2) 高さ

【対象となる地域区分：耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域】

□1 低層のまちなみから突出した高さとならないよう配慮すること。

【対象となる地域区分：耳納連山山辺地域、東部田園地域】

□2 筑後川堤防から筑後川と耳納連山が一体となった眺望を阻害しない高さに努めること。

□3 JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。

【対象となる地域区分：周辺市街地地域】

□4 田主丸地域については、JR 久大本線から耳納連山の眺望を阻害しない高さに努めること。

【解説】

自然・田園部（耳納連山山部地域、東部田園地域、西部田園地域）では、低層のまちなみから突出した高さとならないように、高さ 12m を越えないよう配慮するものとします。

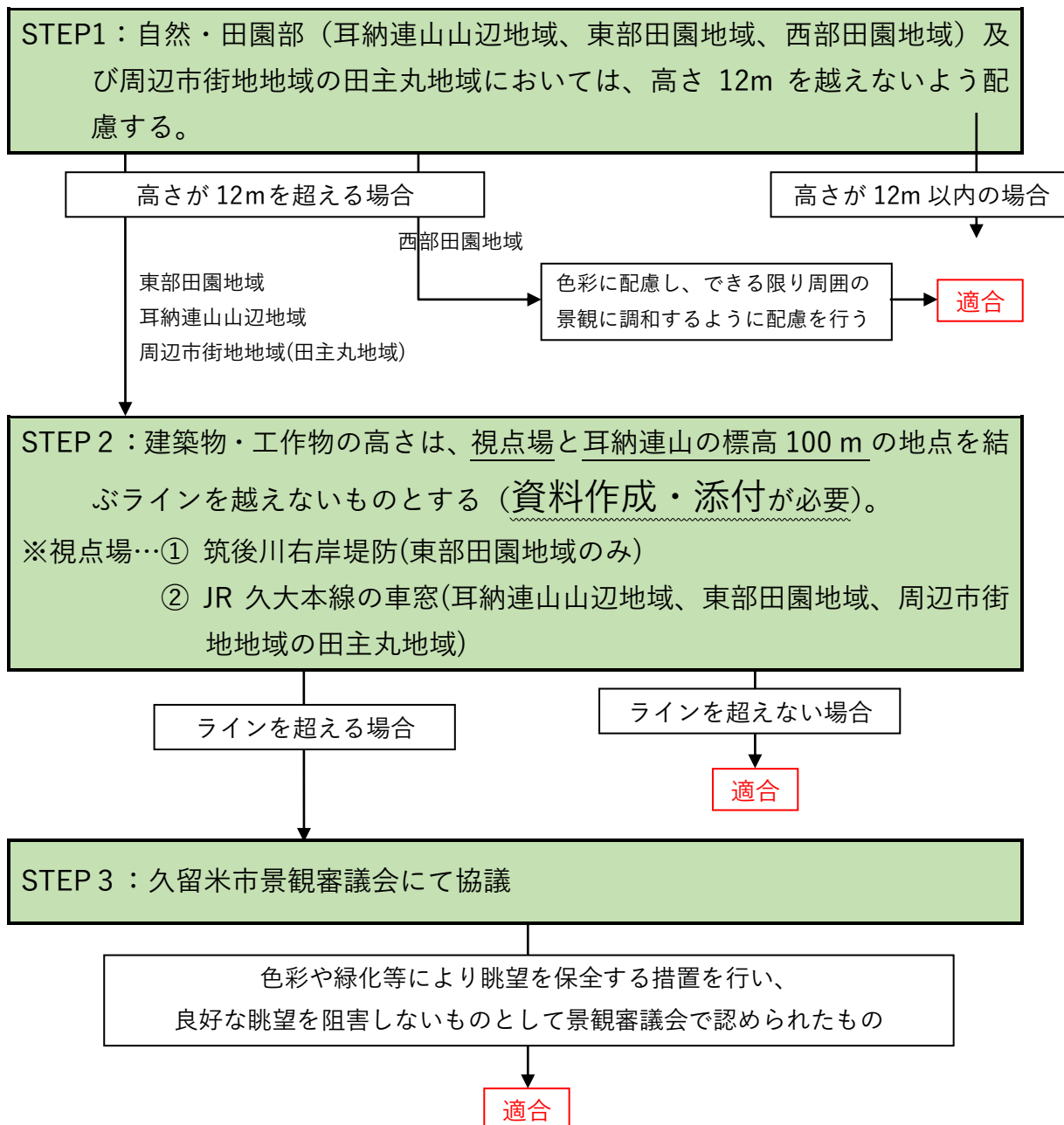
東部田園地域及び耳納連山山辺地域では、耳納連山を連続して見ることができ視点場を、筑後川と一体となって眺望できる筑後川右岸堤防と JR 久大本線の車窓とし、その眺望を著しく阻害する建築物・工作物の高さを誘導することとします。

そのために、その眺望を確保する範囲内（高良山から鷹取山）の建築物・工作物の高さは、背景となる耳納連山の標高 100m 以上の山の緑を遮らないよう、視点場と標高 100m の地点を結ぶラインを越えないこととし、屏風状に連なる山の緑の眺望の連続性を確保します。

周辺市街地地域内の田主丸地域については、JR 久大本線の車窓から見る耳納連山の眺望を守っていくために、その眺望を確保する範囲内（高良山から鷹取山）の建築物・工作物の高さは、背景となる耳納連山の標高 100m 以上の山の緑を遮らないよう、視点場と標高 100m の地点を結ぶラインを越えないこととし、屏風状に連なる山の緑の眺望の連続性を確保します。

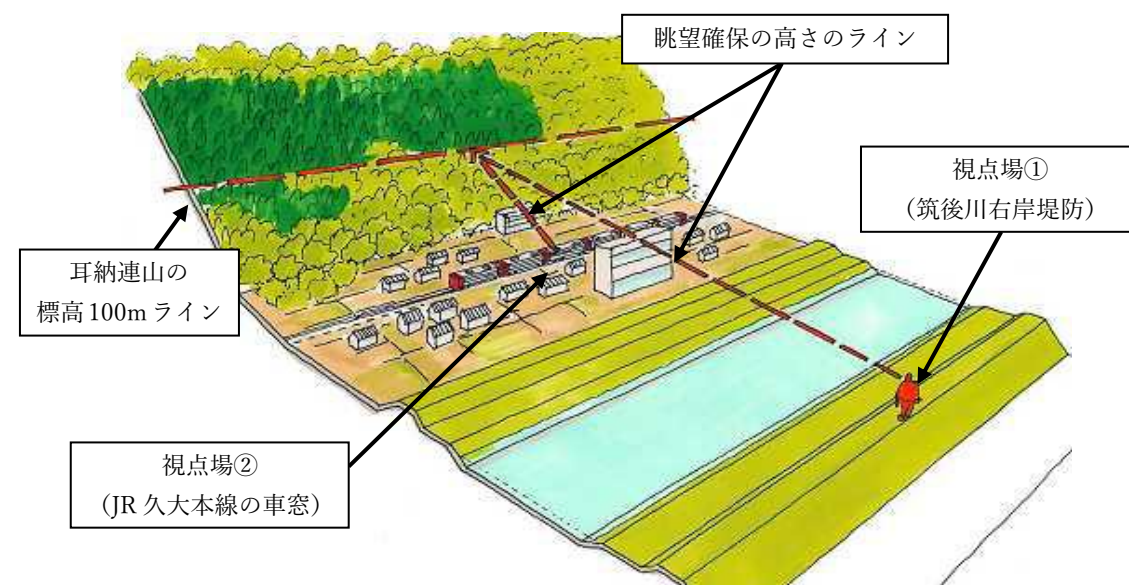
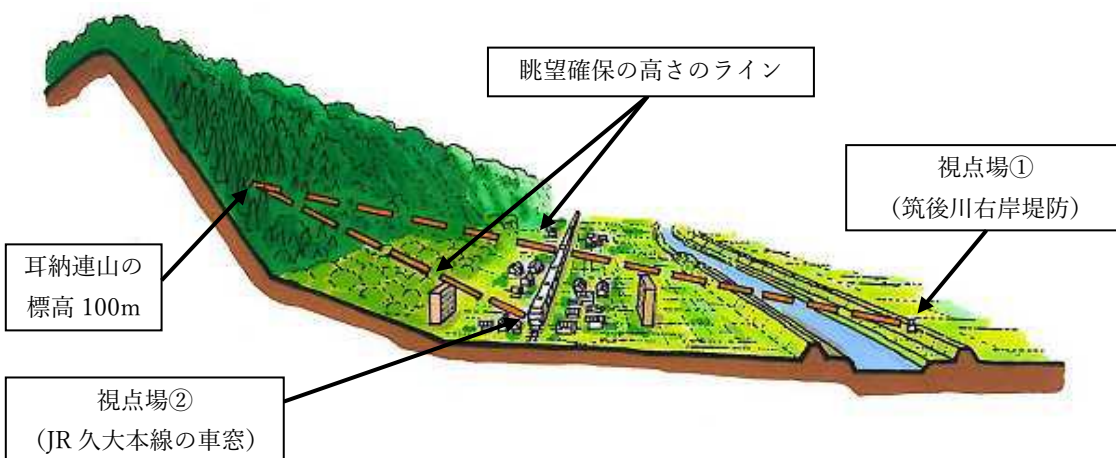
2. 景観形成基準の解説 (2) 高さ

<高さの検討フロー>



2. 景観形成基準の解説 (2) 高さ

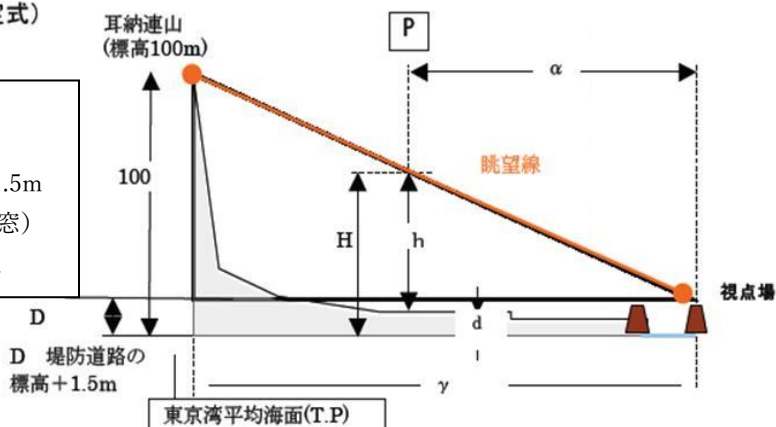
STEP 2 : 眺望確保イメージ



(算定式)

<視点場の高さDの設定>

- 視点場① (筑後側右岸堤防)
: 筑後川堤防道路の標高+1.5m
- 視点場② (JR 久大本線の車窓)
: JR 久大本線の標高+2.6m



堤防道路からの距離 α の地点の計画地Pにおける建築物の最高の高さの限度 h (標高) は $H = (\alpha(100 - D) / \gamma) + D$
この地点での建築物等の高さの限度は、 $h = H - d$ (地盤高さ) により求められる。

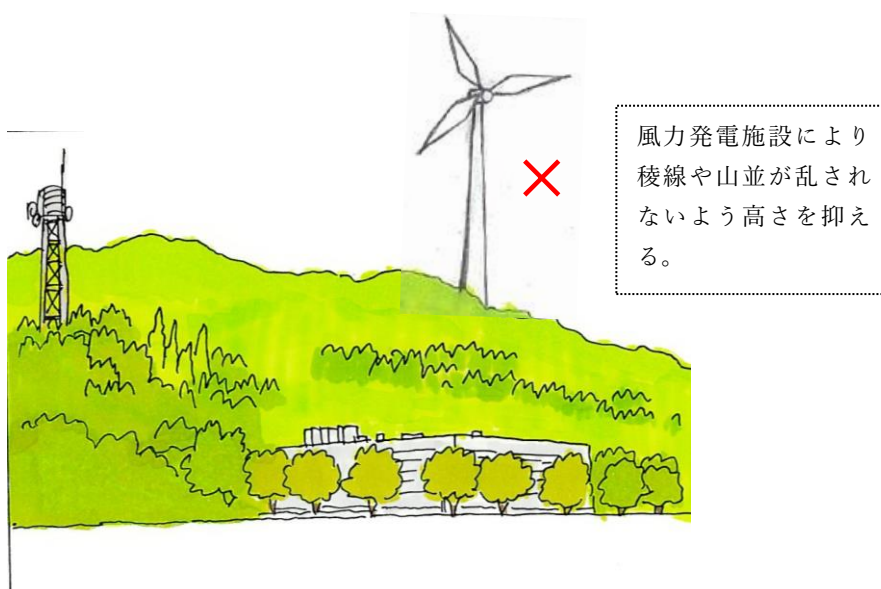
2. 景観形成基準の解説 (2) 高さ

【対象となる地域区分：耳納連山山辺地域】

- 5 耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とする。

【解説】

まちの背景として緑の屏風のように連なる耳納連山の魅力を後世まで継承するために、稜線や山並が乱されないよう、耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とすること。



2. 景観形成基準の解説 (3) 形態・意匠

【対象となる地域区分：全 域（京町周辺景観重点地区を除く）】

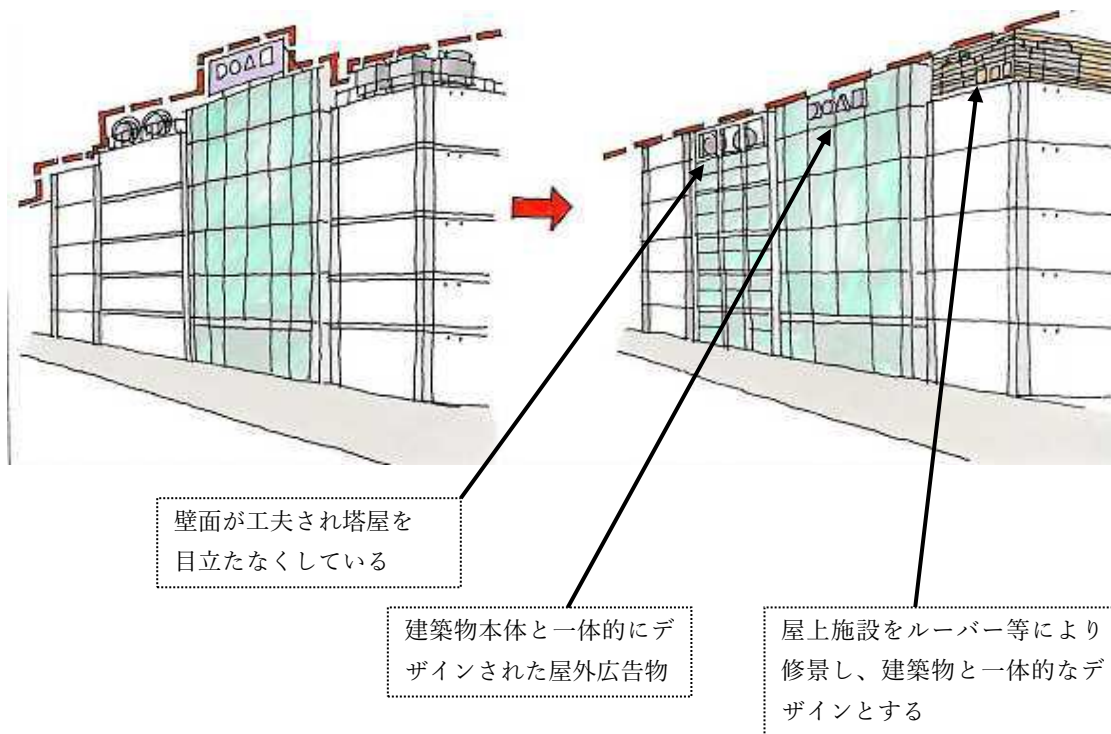
- 1 周辺のまちなみとの調和に配慮し、奇抜なデザインとならないように努めること。
- 2 屋根や屋上の建築設備、屋外広告物は、建築物本体と一体的なデザインとすることなどにより、統一感のあるスカイラインの創出に配慮すること。
- 3 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること。

【□1 解説】

建築物の建築等や工作物の建設等を行う場合には、周辺のまちなみとの調和に配慮し、まちなみに調和しない奇抜なデザインとならないよう努めること。

【□2 解説】

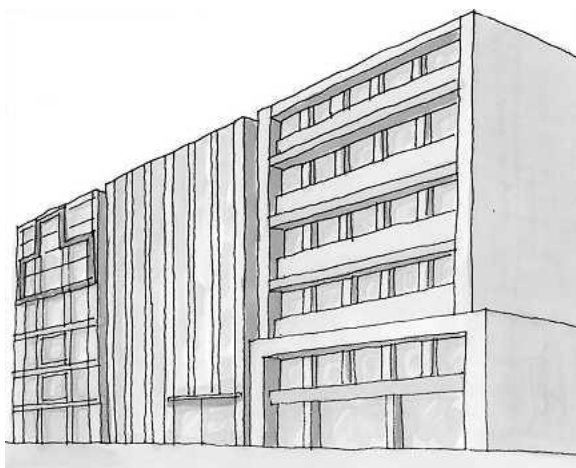
屋根の形状や屋上に設置される設備機器や塔屋、屋外広告物などは、出来るかぎり建築物と一体的なデザインとすることで、建物全体としてまとまりのある形態とし、統一感のあるスカイラインを創出します。屋上に設置する施設については、出来るかぎり通りから見えない位置に配置したり、壁面を立ち上げたり（パラペット）、ルーバーなどの目隠し措置を講じ、建築物などと一体的なデザインとすることで統一感のあるスカイラインを創出します。



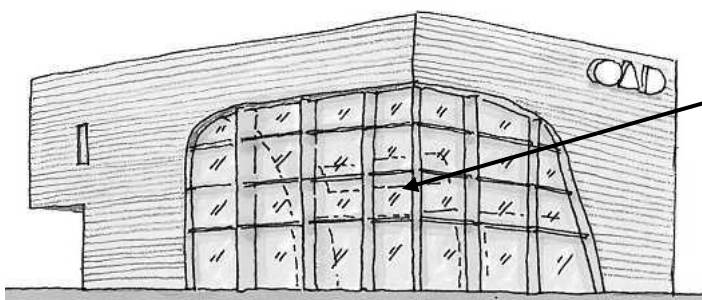
2. 景観形成基準の解説 (3) 形態・意匠

【□3 解説】

大規模な建築物の長大な壁面や大面積の壁面は、その壁面の印象が平滑・単調なものとなり圧迫感を与えないように、陰影効果を考慮した表面の形状や素材などの工夫や適度な分節化などを行います。



開口部の意匠や素材を工夫し、壁面を凹凸あるデザインとすることにより、陰影効果で圧迫感を軽減



大規模な壁面をガラス面などで分節化することにより、圧迫感を軽減

2. 景観形成基準の解説 (3) 形態・意匠

【対象となる地域区分：中心市街地地域】

- 4 建築物等のファサード（建築物の正面の外観）は、周辺との調和を図るなど連続性のある景観の創出に配慮すること。
- 5 商業系施設の低層部は、ショーウィンドーやカフェテラス、ギャラリー等により賑わいを演出し、歩行者に楽しさや快適さを与えるよう配慮すること。
- 6 商業系施設のシャッターは、透過性のあるものとし、閉店後のまちなみにも配慮すること。
- 7 敷地内のオープンスペースが魅力的に利用されるよう、低層部と外構デザインに配慮すること。

【□4 解説】

建築物等の壁面は、商業地としての賑わいを演出する重要な部位である反面、まちなみとしての秩序を創り出す上での重要な部位でもあるため、建築物等のファサード（建築物の正面の外観）は、周囲にあった色彩やデザイン、素材などにより周辺の建築物等との調和を図り、連続性のある統一感のあるまちなみを創出します。



ファサードの色彩やデザインを統一し、
連続性のあるまちなみを創出

2. 景観形成基準の解説 (3) 形態・意匠

【□5 解説】

中心市街地地域における商業系施設の低層部は、出来るかぎりショーウィンドーやギャラリー等による店舗内の賑わいや活動がうかがえる形態意匠とし、歩行者に賑わいや楽しさを与える空間を創出します。

また、店先には敷地の規模に応じ適度な「ゆとりある空間」を確保し、利用者がゆっくりと休んだりしながら買い物等ができる憩いの場を創出するためカフェテラスやベンチ等の設置を行い、魅力的な空間演出を図り、賑わいを創出します。



壁面後退によるオープンスペースに
カフェテラスを設置し、憩いの場を創出

ショーウィンドーによる賑わいの創出

2. 景観形成基準の解説 (3) 形態・意匠

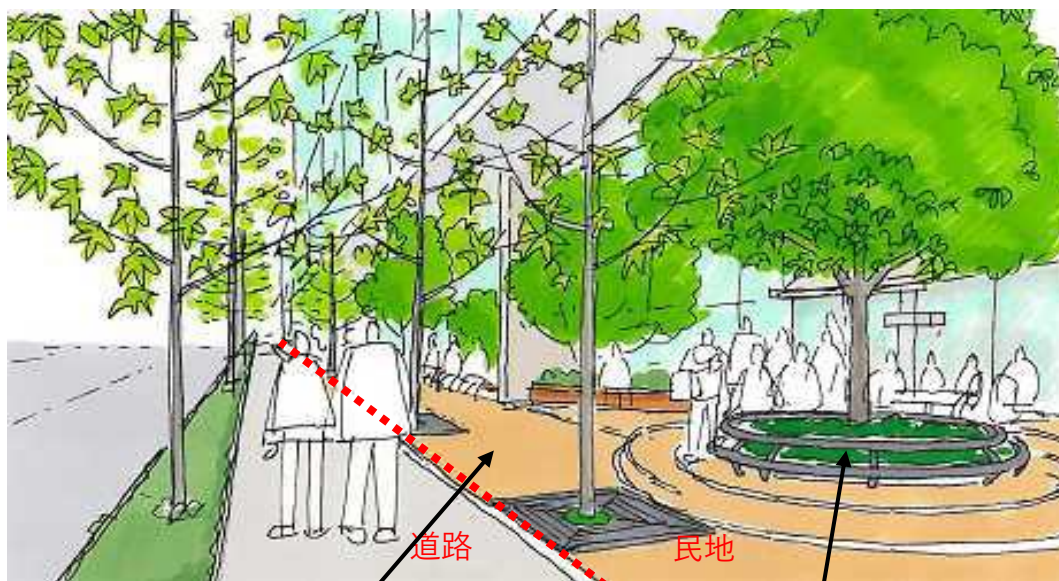
【□6 解説】

中心市街地地域においては、夜間の賑わいの演出も必要であるため、商業系施設のシャッターは、パイプシャッターなどを用い透過性のあるものとし、閉店後の夜間のまちなみにも配慮し、夜間の賑わいの演出を創出します。



【□7 解説】

中心市街地地域においては、壁面後退などによる敷地内のオープンスペースを魅力的に利用出来るように、オープンスペースでの植栽の設置や憩いの場の創出、道路等の公共施設と一体的な空間の確保など低層部と外構デザインに配慮し、賑わいを創出します。



オープンスペースでの植栽の設置や歩道と一体的な空間の確保を行い、魅力的な空間を創出

外構のデザインを考慮し、植栽帯をベンチとしても使用できるように設置し、魅力ある空間を創出

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

【対象となる地域区分：全 域（京町周辺景観重点地区を除く）】

- 1 周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色になるよう努めること。
- 2 明度は、周辺のまちなみや自然との調和に配慮すること。

【対象となる地域区分：耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域】

- 3 マンセル値により
R系、YR系、Y系は彩度4を、
GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系は彩度2を
超える色彩を使用しないこと。

【対象となる地域区分：中心市街地地域、周辺市街地地域】

- 4 マンセル値により
R系は彩度6を、
YR系、Y系は彩度4を
GY系、G系、BG系、B系、PB系、P系、RP系は彩度2を
超える色彩を使用しないこと。

【□1 解説】

景観全体を良好にするには、まちなみの色彩に連続性や共通性を持たせるため、周辺のまちなみや自然との調和に配慮し、外壁の色彩は、多くの建築物等の基調色となっている低彩度の色彩を基調とします。

また、色彩を組み合わせる場合には、類似調和を基本とした統一感のある配色に努めます。

建築物、工作物の色彩検討については、『[久留米市色彩ガイドライン](#)』（市ホームページよりダウンロード可能）の色彩検討の配慮事項等に基づいた検討に努めてください（P.21～24に部分抜粋）。

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

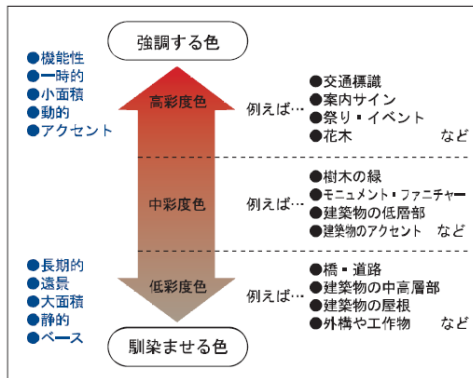
参考：「久留米市色彩ガイドライン」P.5～8 抜粋

4 色彩検討の配慮事項

● 配慮事項 1：強調する色と馴染ませる色

建築物や工作物などの色彩を考える場合、対象の色彩ばかりに気をとられがちですが、周囲の景観の中での役割を考えることも大切です。

一般に景観の中で強調すべき色としては、色による重要な伝達機能が必要なもの（信号や標識など）、一時的な演出が必要なもの（祭り、イベントなど）、ごく小面積や季節により変動するもの（花木など）などが考えられます。一方、建築物や工作物などの色彩は、景観の中に長い年月在り続けるため、景観のベースとして、周囲に「馴染ませる色」とすることが求められます。



強調する色と馴染ませる色の例

● 配慮事項 2：周辺建物との調和

景観全体を良好にするには、まちなみの色彩に連続性や共通性を持たせるため、色相、明度、彩度の全部またはいずれかを類似させる類似調和が基本になり、以下の2つの方法があります。

【類似色相でまとめる】

色相に共通性を持たせながら、トーン（明度、彩度）に変化をつける配色で一般的によく用いられる方法です。建築物等の外観によく使用される暖色系の色相でまとめると、落ち着いた景観にまとめることができます。



類似色相でまとめた調和のイメージ

【類似色相+類似トーンでまとめる】

色相、明度、彩度のいずれも同様にした類似色を組み合わせる配色です。類似色でまとめると統一感を強めることができ、地区特性がはっきりとした景観とすることができます。ただし、同じ色彩でそろえすぎると単調な景観になる場合があります。



類似色相+類似トーンでまとめた調和のイメージ

適度な多色づかい

建築物等の色彩は、外観に表情やリズムをつけるため、複数の色が使われることが多くなってきましたが、あまり多くの色を使いすぎると景観全体で見た時に煩雑で落ち着きを感じられないものになる可能性があります。

複数の色を建築物等に用いる場合は、類似調和の方法を使って、3色程度で、全体のまとまりを持たせた配色を心がけましょう。



建築物全体は暖色系ですが、適度な多色づかいは、色の基調がわかりにくく、煩雑な印象になりやすい。



3色程度の配色とすると、外観デザインに適度な変化を与え、落ち着いた印象にまとめやすい。

色彩ガイドラインについて

色彩ガイドラインのねらいと色彩選定の流れ

マンセル表色系

色彩検討の配慮事項

基調色・配色色・強調色

色彩に関する行為の制限

地域別のおすすめの色

5

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

●配慮事項3：面積への配慮

建築物等が大規模になると、周辺の景観に与える影響も大きくなるため、建築物等の規模を考慮して威圧感や違和感を軽減する配慮を行うことが大切です。

色彩は色の面積によって受ける印象が変わってくる場合があります。面積が大きくなると色の派手さや暗さなど色の特徴が、顕著に感じられやすくなります。特に大規模な建築物等では、できるだけ大きな色見本で確認するなど、慎重な色彩選定が必要です。

さらに、大面積の壁面に対しては、全体を単色で処理すると圧迫感や単調さが感じられやすくなるため、柱、梁、壁、バルコニーなど建築物等の形態に合わせて色彩を使い分けることで変化のある外観とすると良いでしょう。また、同系色の濃淡を配色するとまとまりやすく、鮮やかに感じる色を小面積にしたり、重たい印象の色を下に配色するなど、上品でバランスの良い配色となります。



大面積を明るい単色使いにした場合、より明るさが強調され、圧迫感、単調さも感じられやすい。



建物の形態に応じた適切な配色により圧迫感を軽減し、上品でバランスの良い外観をつくることができる。

●配慮事項4：質感と色彩への配慮

景観色彩を見る場合、色彩だけでなく、同時に質感も感じ取っていきます。このため同じ色彩を用いても素材が異なれば、印象も異なってくるため、質感を考慮しながら色彩を選択することが大切になってきます。

特に自然素材の疑似色（例えば木材をイメージした茶色など）を人工素材で用いる場合には、素材感と色のムラなども考慮しておかないと軽薄なデザインイメージになる場合があります。注意が必要です。

素材の色の選定に当たっては、カタログだけでなく、できるだけ大きな面積のサンプルで実際によく見る距離に離れて確認することが大切です。



吹付塗装



外壁パネル



磁器タイル



自然石

素材の質感と色の例

色彩ガイドラインにして

色彩ガイドラインのねらいと
色彩選定の流れ

マンセル表色系

色彩検討の配慮事項

基調色・配色・強弱色

色彩に関する行為の制限

地域別のおすすめの色

6

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

色彩ガイドラインについて

色彩ガイドラインのねらいと
色彩選定の流れ

マンセル表色系

色彩検討の配慮事項

基調色・配合色・強調色

色彩に関する行為の制限

地域別のおすすめの色

7

●配慮事項5：色彩の経年変化への配慮

土、木材、石材などの自然素材は年月の積み重ねにより、風格ある穏やかな色調に変化し、色に重厚さが備わってきますが、塗装の色は、経年変化により色褪せてきます。

建築物等の外壁に多く用いられてきたアースカラー（黄赤（YR）～黄（Y））は、塗装の中でも耐候性がある色であり、他の色相に比べて退色や汚れに関する違和感あまり感じられません。一方、高彩度の色ほど退色や汚れに関する色の変化が大きく感じられ、違和感も強い傾向にあります。

長年、風雨にさらされる建築物等では、耐久性、耐候性に優れた素材と色彩を選択することが大切です。

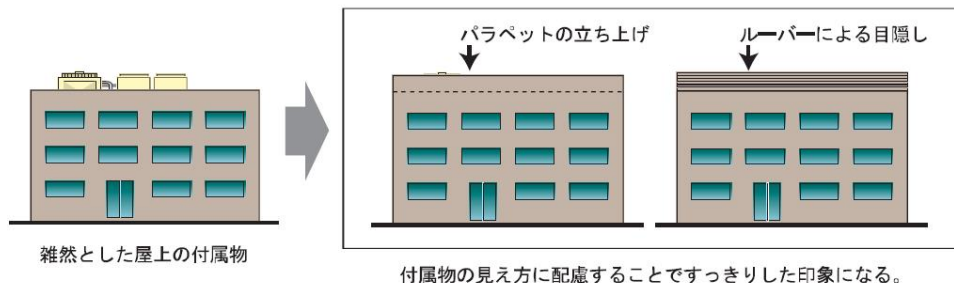


外壁や外構にアースカラーが用いられている住宅地（花畑地区）

●配慮事項6：付属物の色彩の調和

建築物の本体以外の屋外設備（給水塔、室外機、メーター類等）、屋外階段、ベランダなどの付属物への配慮がないと、景観全体として見たときに雑然とした印象となることがあります。

屋外設備は、パラペット（陸屋根外周の立上げ壁）を通常より立ち上げたり、ルーバー（細長い板を隙間を空けて並行に連続させたもの）による目隠し等を行い、建築物の色彩と一体的にみせることですっきりした印象にすることができます。



●配慮事項7：外構の色彩の調和

良好な景観色彩とするには、建築物だけでなく、敷地内の舗装、門柱、門扉、塀など外構への配慮も大切です。外構の色は、建築物等の色彩と類似調和でまとめていくことが基本になります。また、外構に植栽を設けると建築物等の色彩や大きさを周辺の景観に調和させやすくする効果があります。



建物外観と外構（植栽樹や塀）の色彩や素材を統一している事例（福岡市西区）

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

●配慮事項8：看板類の控えめな色彩

サインや広告パネル等の看板類は、まちの情報源として必要なものであり、まちなみを構成する重要な色彩要素の1つとなっています。

しかし、看板類を出している多くの企業は、企業イメージをアピールしたり、集客効果をねらって鮮やかな色彩を採用するケースが多く、景観を阻害しているケースも少なくありません。

ただし、同じ形状、文字の大きさの看板類であっても色彩の使い方により、インパクトを和らげることができます。

例えば、大面積の赤色を背景に、白抜き文字の看板の場合だと以下の①～⑥のような工夫が考えられます。

●インパクトの大きな看板



高彩度のベース色に白文字を使用

●インパクトを和らげる色づかいの工夫 (例)



①ベースの色と文字の色を反転させる。



②看板類の絵柄の周囲に余白を設ける



③使用する赤色の彩度や明度を下げる。



④木や緑など自然の色をイメージする穏やかで落ち着いた色をベースに黒文字とし、赤色をアクセントに用いる。



⑤木や緑など自然の色をイメージする濃暗色をベースに白文字とし、赤色をアクセントに用いる。



⑥木や錆物の素材の色をベースや文字に活かし、赤色をアクセントに用いる。

特に④～⑥は、自然・田園部や歴史的なまちなみに設置する看板におすすめします。

久留米市屋外広告物条例について

久留米市では屋外広告物法に基づく屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止の観点から屋外広告物の設置場所や大きさ、その他の規格について規制を行っています。

適用除外として定められている場合を除き、屋外広告物を掲示する際には許可が必要です。

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

【□2、□3、□4 解説】

明度については、周辺のまちなみや自然と調和するように周辺と不調和な極端に明るい色彩や暗い色彩の使用を避けます。

彩度については、建築物や工作物等の基調となる色彩について、四季を通じて周辺の自然、田園環境やまちなみと調和した色彩とするため、景観の中でよく目立ち、突出して見える高彩度色の使用を制限します。

『[久留米市色彩ガイドライン](#)』（市ホームページよりダウンロード可能）にて、地域区分ごとのおすすめの色の範囲を記載しています（P.27～31 に部分抜粋）。

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

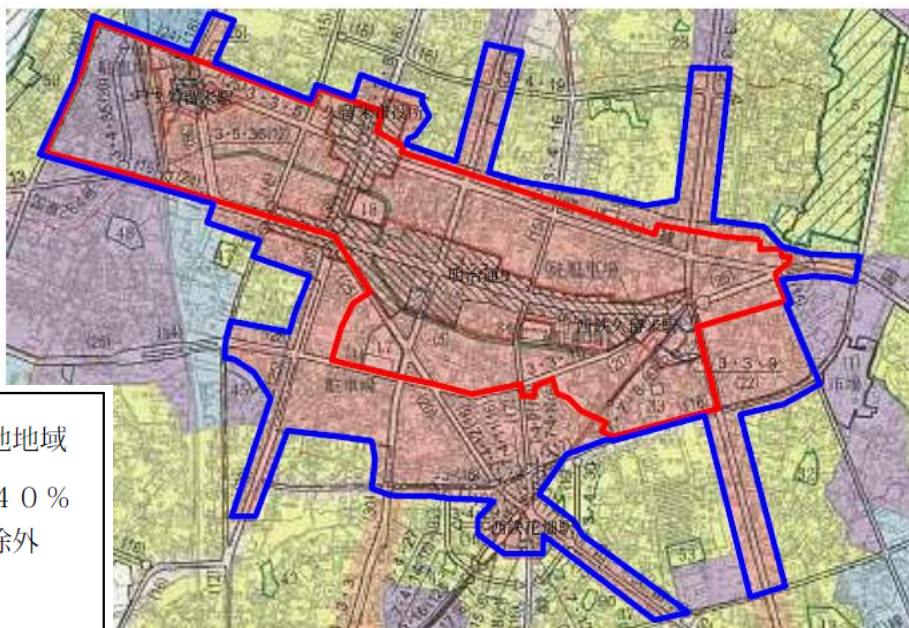
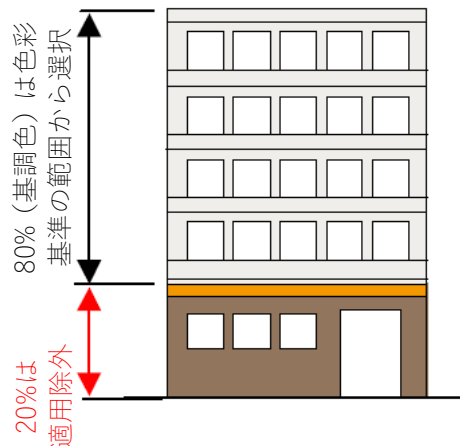
(色彩基準の適用除外)

以下の①～③に該当する場合は、久留米市景観計画の色彩基準の適用が除外されます。

① 外壁各面の20%程度まで

建築物等のデザインの自由度を妨げないよう、久留米市景観計画の色彩誘導の範囲は、景観上影響の大きい「基調色」の範囲までとし、色彩基準の適用除外範囲は外壁各面の20%程度(京町周辺景観重点地区の場合は10%程度)までとします。

ただし、中心市街地地域及び中心市街地地域に隣接する都市計画の商業地域においては、色彩基準の適用除外範囲は外壁各面の40%程度までとします(下図の通り)。



② 周辺の調和に配慮した自然素材や伝統的工法の素材の色

経年変化により風格ある穏やかな色調に変化する自然素材及び、朱色の欄干や緑青色の屋根など歴史・文化の継承が求められる建築物、工作物等に用いられる伝統的工法の素材の色は適用除外とします。

③ 久留米市景観審議会の意見等を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合

市全体の良好な景観形成の面から重要な位置づけがなされ、周辺と異なる色彩とすることに市民の理解が得られるようなランドマーク的な建築物、工作物等については、久留米市景観審議会等の意見を聞き、市長が景観形成上支障がないと認める場合、適用除外とします。

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

1. 耳納連山山辺地域のおすすめの色

●色彩形成方針

耳納連山の山並みと調和する
落ち着いた色彩

雄大で奥行きある耳納連山の山並みとの調和を図り、山辺の原風景を活かす景観色彩を目指します。

●おすすめの色範囲

		おすすめの色範囲 (基調色)			
		外壁(外観)		屋根	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系	R系				
	YR系	3以上~7以下	3以下	3以上~7以下	2以下
	Y系				
	その他の色相	3以上~7以下	2以下	3以上~7以下	1以下
	N (無彩色)	3以上~7以下	—	3以上~7以下	—

●おすすめの色イメージ

【外 壁】

N6 (N-60)	10R6/1 (09-60B)	10YR5/2 (19-50D)	10YR5/1 (19-50B)	2.5Y6/1 (22-60B)	5Y5/2 (25-50D)	5GY5/1 (35-50B)
N5.5 (N-55)	5R5/1 (05-50B)	5YR5/1 (15-50B)	7.5YR5/2 (17-50D)	2.5Y5/1 (22-50B)	5Y5/1 (25-50B)	5G5/1 (45-50B)
N5 (N-50)	5R4/1 (05-40B)	5YR4/1 (15-40B)	10YR4/1 (19-40B)	2.5Y4/1 (22-40B)	5Y4/1 (25-40B)	5BG5/1 (55-50B)

【屋 根】

N4 (N-40)	N5.5 (N-55)	10R3/2 (09-30D)	5YR4/1 (15-40B)	10YR4/1 (19-40B)	5Y3/2 (25-30D)	5GY4/1 (35-40B)
N3.5 (N-35)	N5 (N-50)	5R4/1 (15-40)	5YR3/2 (15-30B)	10YR3/0.5 (19-30A)	5Y4/1 (25-40B)	5G3/1 (45-30B)
N3.0 (N-45)	N4.5 (N-45)	5R3/1 (05-30B)	5YR3/1 (15-30B)	2.5Y3/1 (22-30B)	5Y3/1 (25-30B)	5BG3/1 (55-30B)

(記号の上段はマンセル値、下段は日本塗料工業会塗料標準色見本帳番号です)

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

2. 東部田園地域のおすすめの色

●色彩形成方針

田園と山並みに調和する
明るく親しみやすい色彩

田園地域の視界が開けた開放的な地域イメージの形成とその背景に見える山並みとの調和を図り、明るく親しみやすい景観色彩を目指します。

●おすすめの色範囲

		おすすめの色範囲 (基調色)			
		外壁(外観)		屋根	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系	R系				
	Y R系	3以上～8以下	3以下	3以上～7以下	2以下
	Y系				
	その他の色相	3以上～8以下	2以下	3以上～7以下	1以下
	N (無彩色)	3以上～8以下	—	3以上～7以下	—

注) Y R, Y 以外の色相で明度 8 かつ彩度 2 以上とする場合、色の強さが強調される色彩が一部含まれるため、明度 8 を用いる場合は注意して色彩選定すること。

●おすすめの色イメージ

【外 壁】

N6.5 (N-65)	10R6/2 (09-60D)	5YR6/2 (15-60D)	10YR6/2 (19-60D)	2.5Y6/2 (22-60D)	5Y6/2 (25-60D)	5GY6/2 (29-60D)
N6 (N-60)	5R5/1 (05-50B)	5YR6/1 (15-60B)	10YR6/1 (19-50D)	2.5Y6/1 (22-60B)	5Y5/2 (25-50D)	5G5/1 (45-30B)
N5.5 (N55)	5R6/1 (05-60B)	5YR5/1 (15-50B)	7.5YR5/2 (17-50D)	2.5Y5/1 (22-50B)	5Y5/1 (25-50B)	5BG6/1 (55-60B)

【屋 根】

N4.5 (N-45)	N6 (N-60)	5R4/2 (05-40D)	5YR5/1 (15-50B)	10YR4/2 (19-40D)	5Y5/1 (25-50B)	5GY4/2 (35-40D)
N4 (N-40)	N5.5 (N-55)	5R5/1 (05-50B)	5YR4/2 (15-40D)	10YR4/1 (19-40B)	5Y4/1 (25-40B)	5G4/2 (45-40D)
N3.5 (N-35)	N5 (N-50)	5R4/1 (05-40B)	5YR4/1 (19-40B)	2.5Y4/1 (22-40B)	2.5Y4/2 (22-40D)	5BG4/1 (55-40B)

(記号の上段はマンセル値、下段は日本塗料工業会塗料標準色見本帳番号です)

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

3. 西部田園地域のおすすめの色

●色彩形成方針

田園と地域の産業遺産等に調和する
明るく落ち着いた色彩

田園と調和し、開放的な地域イメージの形成を図ると共に、地域を育んできた産業遺産等の地域の特徴を活かす景観色彩を目指します。

●おすすめの色範囲

		おすすめの色範囲 (基調色)			
		外壁(外観)		屋根	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系	R系	3以上～8以下	3以下	3以上～8以下	2以下
	YR系				
	Y系				
	その他の色相	3以上～8以下	2以下	3以上～8以下	1以下
	N (無彩色)	3以上～8以下	—	3以上～8以下	—

注) YR, Y以外の色相で明度8かつ彩度2以上とする場合、色の強さが強調される色彩が一部含まれるため、明度8を用いる場合は注意して色彩選定すること。

●おすすめの色イメージ

【外 壁】

N7 (N-70)	10R6/1 (09-60B)	5YR7/1 (15-70B)	10YR7/1 (19-70B)	2,5Y7/2 (22-70D)	5Y7/2 (25-70D)	5GY7/2 (35-70D)
N6.5 (N-65)	5R7/0.5 (09-70A)	5YR6.5/0.5 (15-65A)	10YR6.5/1 (19-65B)	2,5Y7/1 (22-70B)	5Y7/1 (25-60D)	5G7/1 (45-70B)
N6 (N-60)	5R6/1 (05-60B)	5YR6/1 (15-60B)	7,5YR6/2 (17-60D)	2,5Y6/1 (22-60B)	5Y6.5/0.5 (25-60A)	5BG7/1 (55-70B)

【屋 根】

N6 (N-60)	N7.5 (N-75)	10R6/1 (09-60B)	10YR7/1 (19-70B)	10YR6/1.5 (19-60C)	5Y6.5/0.5 (25-65A)	5GY5/2 (35-50D)
N5.5 (N-55)	N7 (N-70)	5R6/1 (05-60B)	5YR6.5/0.5 (15-65A)	10YR6.5/1 (19-65B)	2,5Y6/2 (22-60D)	5G5/1 (45-50B)
N5 (N-50)	N6.5 (N-65)	5R5/1 (05-50B)	5YR5/1 (15-50B)	2,5Y5/1 (22-50B)	5Y5/1 (25-50B)	5BG5/1 (55-50B)

(記号の上段はマンセル値、下段は日本塗料工業会塗料標準色見本帳番号です)

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

4. 中心市街地地域のおすすめの色

●色彩形成方針

賑わい、個性の中にも、
風格・洗練さが感じられる色彩

商業、業務、交通、交流など、様々な活動の場として多くの市民が集まるため、賑わいや個性あるまちの魅力化が必要です。また市を代表するまちの顔として、風格・洗練さを感じさせる景観づくりも求められ、魅力と秩序を兼ね備えた節度ある景観色彩を目指していきます。

●おすすめの色

おすすめの色					
おすすめの色					
おすすめの色 (基調色)					
		外壁(外観)		屋根	
		明度	彩度	明度	彩度
R系 YR系 Y系		3以上～8以下	6以下	3以上～8以下	6以下
		3以上～9以下	4以下	3以上～9以下	4以下
	その他の色相	3以上～8以下	2以下	3以上～8以下	2以下
N (無彩色)		3以上～9以下	—	3以上～9以下	—

注) YR, Y以外の色相で明度8以上かつ彩度2以上とする場合、色の強さが強調される色彩が一部含まれるため、明度8を用いる場合は注意して色彩選定すること。また、Rの色相で、彩度4.1～6とする場合は、景観に調和させやすい明度6以下で用いることが望ましい。

●おすすめの色イメージ

【外 壁】



【屋 根】



(記号の上段はマンセル値、下段は日本塗料工業会塗料標準色見本帳番号です)

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

5. 周辺市街地地域のおすすめの色

●色彩形成方針

日常生活を快適に過ごす
穏やかで飽きのこない色彩

本地域は、住宅地、商業地、工業地など様々な用途が混在していますが、市民の日常生活の中心となる住宅地景観に着目し、穏やかで飽きのこない景観色彩を目指します。

●おすすめの色の範囲

		おすすめの色の範囲 (基調色)			
		外壁(外観)		屋根	
		明度	彩度	明度	彩度
暖色系	R系	5以上～8以下	4以下	4以上～8以下	3以下
	YR系	5以上～9以下	4以下		
	Y系				
	その他の色相	5以上～8以下	2以下	4以上～8以下	2以下
	N (無彩色)	5以上～9以下	—	4以上～8以下	—

注) YR, Y以外の色相で明度8以上かつ彩度2以上とする場合、色の強さが強調される色彩が一部含まれるため、明度8を用いる場合は注意して色彩選定すること。

●おすすめの色のイメージ

【外 壁】



【屋 根】



(記号の上段はマンセル値、下段は日本塗料工業会塗料標準色見本帳番号です)

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

【対象となる地域区分：耳納連山山辺地域】

- 5 耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の色彩は周囲の景観と調和したものとする。

【解説】

まちの背景として緑の屏風のように連なる耳納連山の魅力を後世まで継承するために、稜線や山並が乱されないよう、耳納連山の標高100m以上の範囲については、風力発電施設の色彩は、極端に明るい色彩や暗い色彩の使用を避け、低彩度の色彩とします。

『[久留米市色彩ガイドライン](#)』（市ホームページよりダウンロード可能）にて、東部田園地域のおすすめの色の範囲を記載しています（P.27に部分抜粋）。

2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩

【対象となる地域区分：中心市街地地域】

□6 低層部はアクセント色の工夫により賑わいの創出に配慮すること。

【解説】

建築物の低層部は、賑わいを演出するために以下のような配慮を行ったアクセント色の活用を行います。

① 建築物のアクセント色は、低層部の外壁の色とのバランスに配慮する

景観は、何かを背景として対象を見る場合が多く、この時の背景を「地」、対象を「図」といいます。「図」となるアクセント色は、その周りの「地」となる控えめな色との対比によって、美しく効果的に見せることができます。

そこで、低層部の外壁の色彩は、穏やかな色彩をベースにした上で、色の面積や彩度の対比に配慮したアクセント色を用いましょう。



落ち着いた色の外壁にアクセント色を用いた例

② 建築物の形態や機能に合わせてアクセント色を使用する

アクセント色は、庇、扉、窓枠、出入口等、建築物の形態や機能に合わせて用いることで、建築物本来の色の一部として感じることができ、形態の中で強調すべきポイントを明確にすることで、違和感のない印象を与えることができます。

出入口の形態に合わせてアクセント色を用いた例



③ 季節や目的の変化に合わせてアクセント色を変更可能にする

鮮やかなアクセント色は、最初は印象的に見えても、時間と共に色褪せ、効果が薄れてきます。賑わいの演出の目的は、季節や毎年恒例のイベントなど、様々なものが考えられ、それにあつたアクセント色に変更できるようにすることも賑わいづくりに有効です。

テント、フラッグ (のぼり)、パラソルなど、変更が容易な要素を建築物との関係に配慮しながら、配置すると煩雑感も抑えられ効果的です。



整然と連続させたフラッグにアクセント色を用いた例

2. 景観形成基準の解説 (5) 屋外設備等

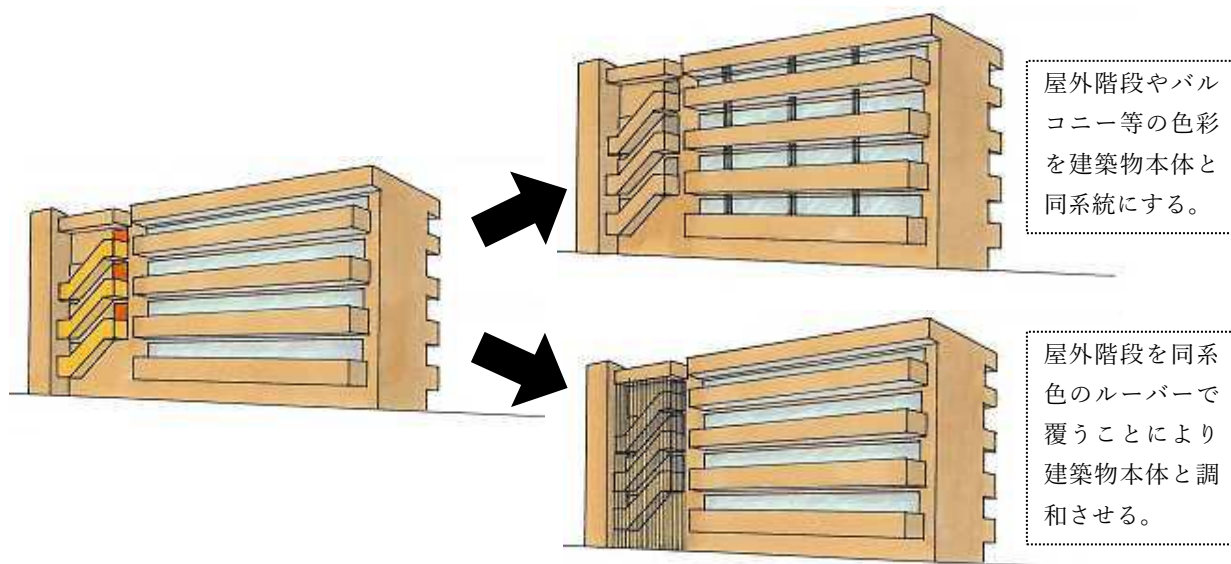
【対象となる地域区分：全 域（京町周辺景観重点地区を除く）】

- 1 屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること。
- 2 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮すること。

やむを得ず露出する場合は、建築物全体との調和に配慮すること。

【□1 解説】

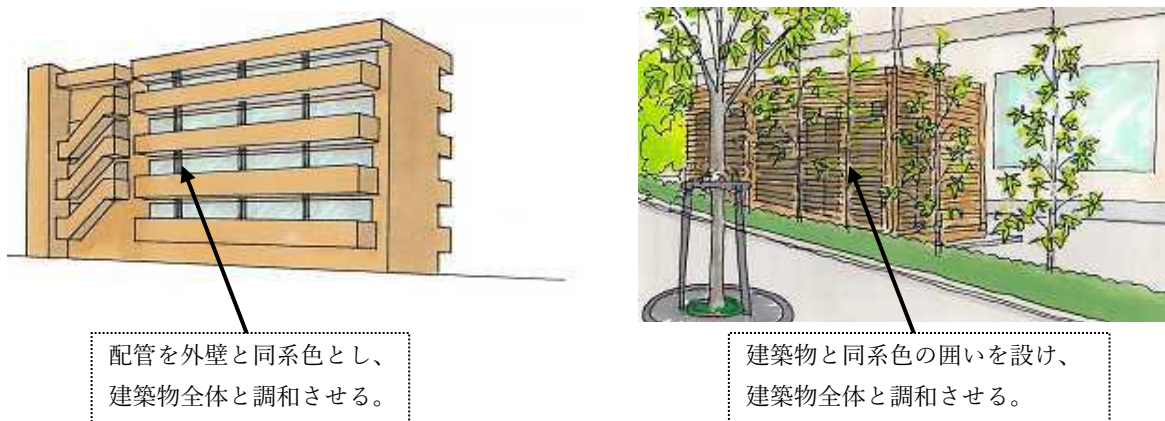
屋外階段やバルコニー等は、建築物本体と同系色にしたり、同系色のルーバーで覆うことなどにより建築物本体との調和に配慮し、統一感のあるデザインとします。



【□2 解説】

受水槽や室外機、配管設備等は、出来るかぎり道路や筑後川等の公共空間から見えない位置に設置するよう配慮します。

やむを得ず露出する場合は、建築物と調和するような形態や建築物本体と同系色にするなどの配慮や囲いを設けるなどにより建築物全体との調和を考えた修景を行い、建築物全体と調和させます。



2. 景観形成基準の解説 (6) 緑化・外構

【対象となる地域区分：全 域（京町周辺景観重点地区を除く）】

□ 1 敷地周囲は、生垣等の緑化に配慮すること。

【解説】

敷地周囲の自然、田園環境や良好な住環境との調和を図るために、建築物、工作物の敷地周囲は、生垣等の緑化による修景を行い、周辺の環境との調和を図り、潤いある景観を創出します。

特に沿道沿いの大型施設等については、連続する塀や柵を設置すると圧迫感を与えるため、出来るかぎり生垣等の緑化に配慮し、潤いある景観を創出します。



敷地周囲に生垣や植栽を設置することにより、周辺環境との調和を図る。



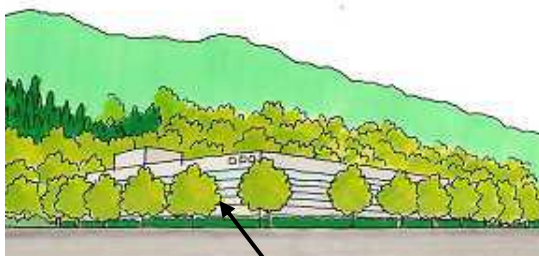
沿道沿いの大型施設等については、連続する植栽を設置し、連続した潤いある景観を創出する。

【対象となる地域区分：耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域】

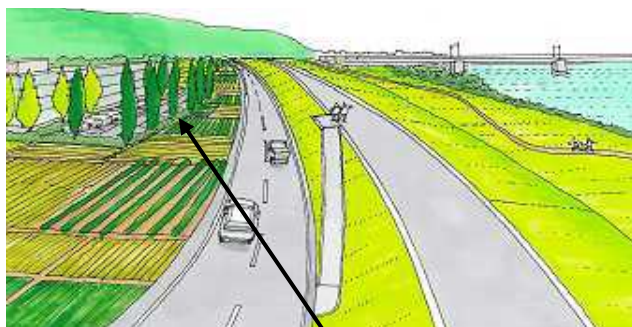
□ 2 筑後川や耳納連山、田園などの眺望に配慮して緑化による修景に配慮すること。

【解説】

本市を代表する雄大な筑後川、屏風のような耳納連山、広大に広がる田園への眺望に配慮し、建築物、工作物の周辺に緑化による修景を行い、良好な眺望の保全を図ります。



耳納連山への眺望に配慮した植栽の設置



筑後川の眺望に配慮した植栽の設置

2. 景観形成基準の解説 (6) 緑化・外構

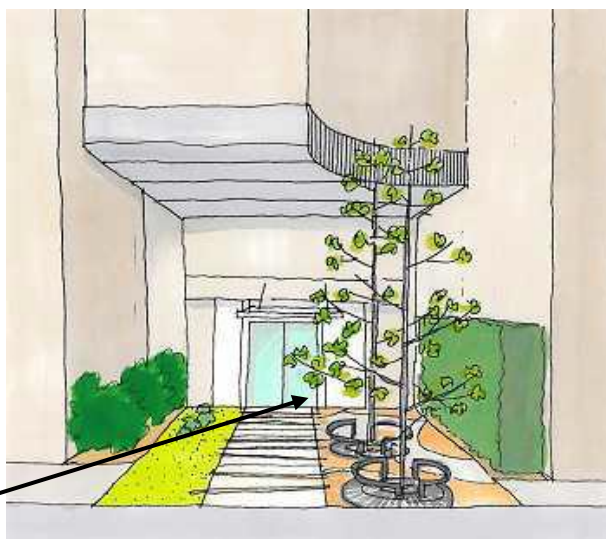
【対象となる地域区分：中心市街地地域】

- 3 オープンスペースでの緑化に配慮すること。
- 4 駐車場を設置する場合は、周囲の緑化に配慮すること。
- 5 塀や柵は、できる限り開放性のあるものとし、閉鎖的にならないよう配慮すること。

【□3 解説】

中心市街地地域における壁面後退などによるオープンスペースには、植栽などによる緑化を図り、魅力ある憩いの空間を創出します。

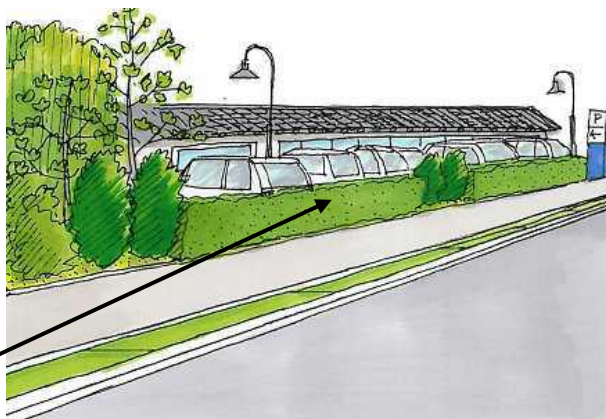
オープンスペースに植栽を設置し、憩いの空間を創出



【□4 解説】

駐車場を設置する場合には、通りに面する箇所には緑化による修景を行い、通りから駐車場が見えないよう配慮を行い、魅力あるまちなみの連続性の確保を行います。

駐車場の周辺に植栽を設置し、歩行者から駐車場が見えないよう配慮



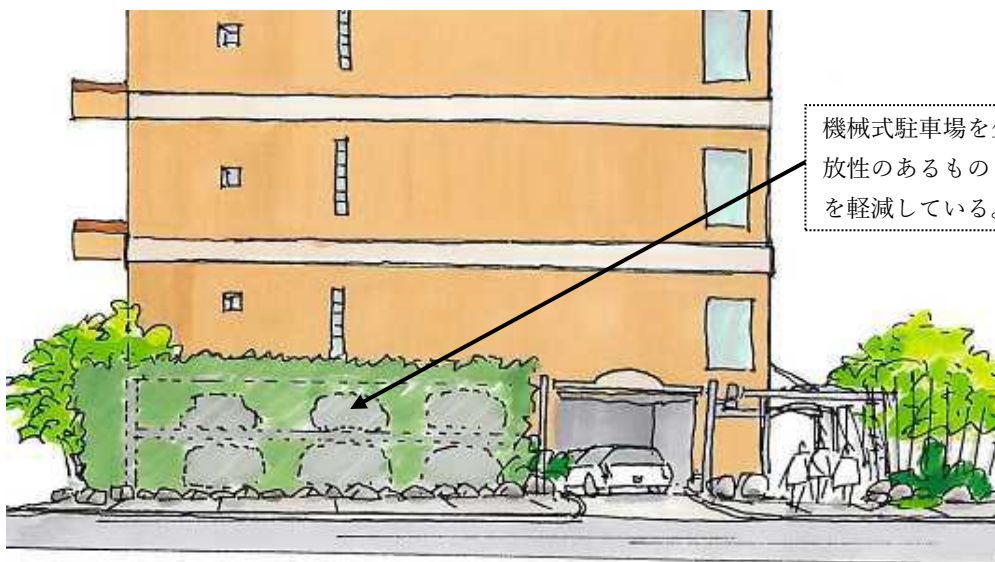
2. 景観形成基準の解説 (6) 緑化・外構

【□5 解説】

敷地周辺の塀や柵は、ブロック塀などにより閉鎖的にならないように生垣や見通し可能なフェンス、ルーバーなどを使用し、出来る限り開放性のあるものとし、魅力的な開放的な空間を創出します。



植栽により開放性のあるものとし、圧迫感を軽減している。



機械式駐車場を生垣により開放性のあるものとし、圧迫感を軽減している。

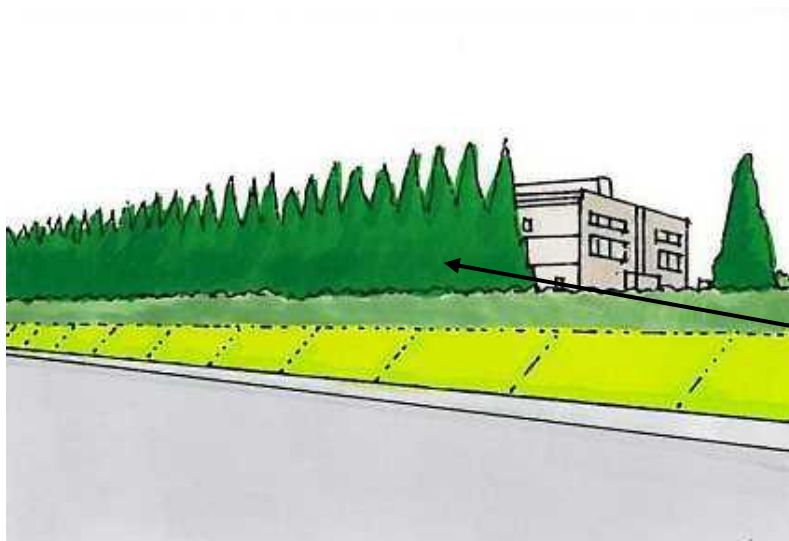
2. 景観形成基準の解説 (6) 緑化・外構

【対象となる地域区分：周辺市街地地域】

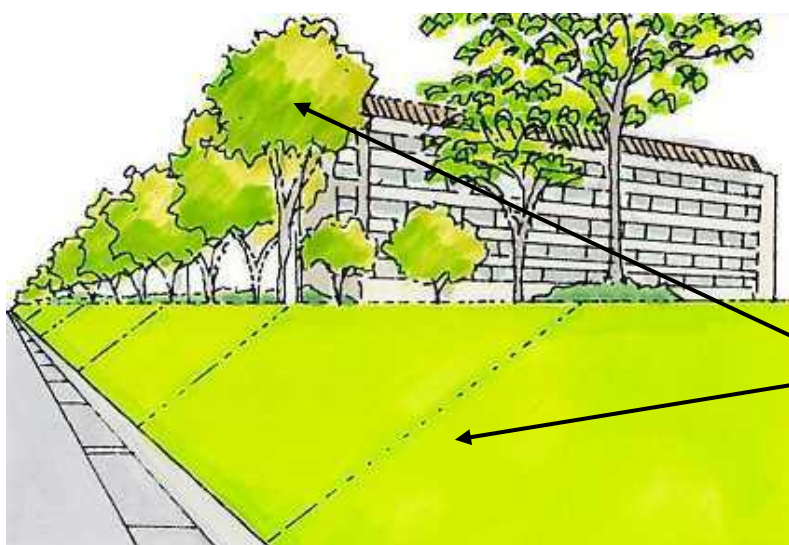
- 6 工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること。

【解説】

工場等の大規模な建築物等については、圧迫感の軽減や住環境との調和を図るために道路等の公共空間からの眺望に配慮し、高木の設置や法面緑化などによる修景を行い、潤いある景観を創出します。



道路等の公共空間からの眺望に配慮し、高木を設置し、周囲の田園景観と調和させている。



敷地周辺に法面緑化や植栽により工場等の大規模な建築物の圧迫感を軽減している。

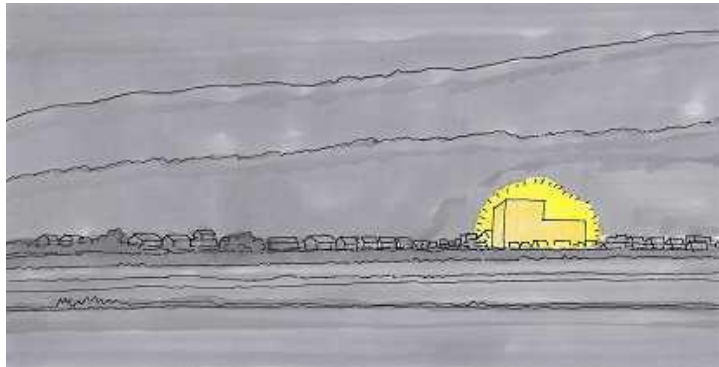
2. 景観形成基準の解説 (7) 夜間照明

【対象となる地域区分：耳納連山山辺地域、東部田園地域、西部田園地域】

□1 ライトアップ等を行う場合は、周囲の自然田園環境に配慮すること。

【解説】

建築物や工作物にライトアップ等を行う場合には、出来るかぎり点滅照明やネオン管の使用を避け、周囲の自然田園環境に配慮した明るさとして、周囲の自然田園環境と調和させます。



点滅照明やネオン管を避け、周囲の自然田園環境に配慮した明るさとする。

2. 景観形成基準の解説 (7) 夜間照明

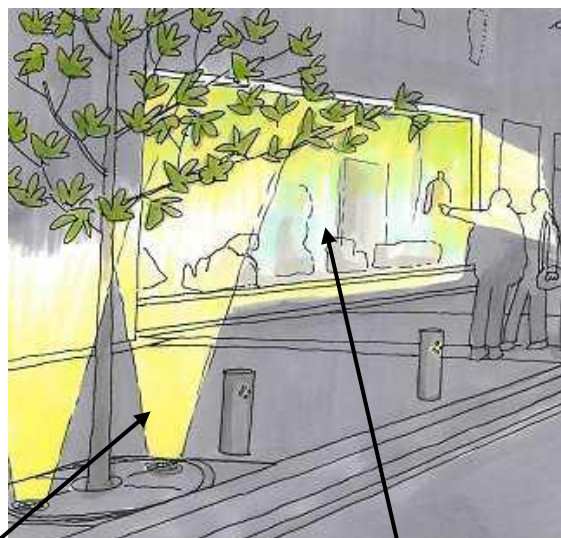
【対象となる地域区分：中心市街地地域】

- 2 歩行空間を演出する照明施設やショーウィンドー等により、魅力ある夜間景観の創出に配慮すること。
- 3 夜間広告は、間接照明等を用いて品格ある夜間の演出に配慮すること。

【□2 解説】

中心市街地地域では、歩行空間を演出して夜間の賑わいを創出するよう、歩く楽しさを感じられる照明施設の配置や落ち着いた配光への配慮や室内から漏れる光を意識したショーウィンドー等の設置により、魅力ある夜間景観を創出します。

敷地内の歩行空間に設置する照明は、道路照明と調和のとれたものとし、夜間景観を演出する照明は、温かみのある色温度3,000ケルビン程度の光源を用います。

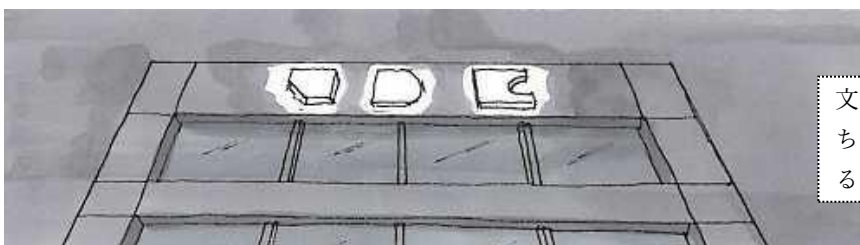


歩く楽しさを感じられる照明施設の配置や落ち着いた配光により魅力ある夜間景観を創出

ショーウィンドウを設置し、室内から漏れる光で賑わいを演出

【□3 解説】

中心市街地地域では、夜間の広告物において点滅照明やネオン管、デジタルサイネージなどの使用を避け、出来るかぎり外照式の間接照明等の使用や文字などに限定した内照式の照明などを用いて品格ある夜間景観の演出を行い、歩行者が快適に歩行できる魅力ある空間を創出します。



文字に限定した照明とし、落ち着いた夜間照明としている。



間接照明とし、落ち着いた夜間照明としている。

2. 景観形成基準の解説 (7) 夜間照明

【対象となる地域区分：周辺市街地地域】

□4 ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること。

【解説】

建築物や工作物にライトアップ等を行う場合には、出来るかぎり点滅照明やネオン管の使用を避け、周囲の居住環境に配慮した明るさとして、周囲の居住環境と調和させます。



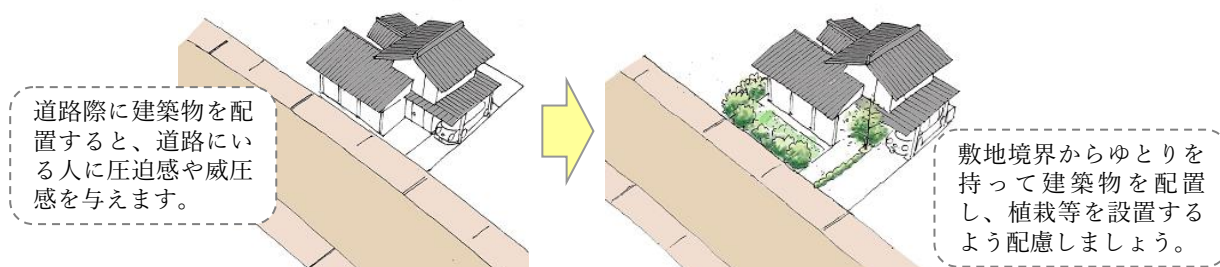
点滅照明やネオン管を避け、周囲の居住環境に配慮した明るさとする。

2. 景観形成基準の解説 (8) 京町周辺景観重点地区

① 位置 (配置)

- 1 道路等の公共空間にゆとりを感じさせるように建築物・工作物の位置に配慮すること
- 2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の際に設定される視点場からの眺望を阻害しないよう努めること
- 3 筑後川に面する建築物等は、筑後川の眺望を確保できるように筑後川の河川区域から後退するよう配慮すること

【□1 解説】



【□2、□3 解説】



② 高さ

- 1 中低層のまちなみから突出した印象を与えない高さに努めること

【解説】

中低層のまちなみから突出した印象を与えない高さ（4階建て以下）に努めましょう。



●5階建て以上を建てる場合
突出した印象を与えないような景観上の配慮をして頂いたうえで、景観審議会に協議させていただきます。

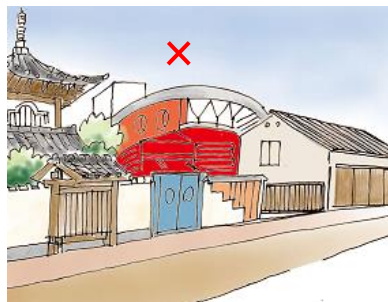
2. 景観形成基準の解説 (8) 京町周辺景観重点地区

③ 形態・意匠

- 1 歴史的な建造物等との調和に配慮したデザインとするよう努めること
- 2 長大な壁面となる場合は、圧迫感の軽減を図るとともに、適度な分節化を行うなどにより単調な壁面とならないよう配慮すること

【□1 解説】

奇抜な形状の建築物が、まちなみの雰囲気を壊してしまいます。



歴史的な建造物等と調和したデザインが一体的な美しいまちなみを形成します。

【□2 解説】

(※「2. 景観形成基準の解説 (3) 形態・意匠」(P.15-16)を参照)

④ 色彩

- 1 歴史的な建造物や自然との調和に配慮し、外観の色彩は、低彩度の色彩を基調とし、色彩を組み合わせる場合には統一感のある配色になるよう努めること
- 2 明度は歴史的な建造物や自然との調和に配慮すること
- 3 マンセル値によりR、Y R、Y系は彩度3を、
G Y、G、B G、B、P B、P、R P系は彩度1を超える色彩を使用しないこと

【□1、□2、□3、解説】



派手な建築物が、まちなみの雰囲気を壊してしまいます。



周辺と調和を図った色彩が、まちなみの雰囲気を良好にします。

※適用除外については、「2. 景観形成基準の解説 (4) 色彩」(P.26)を参照

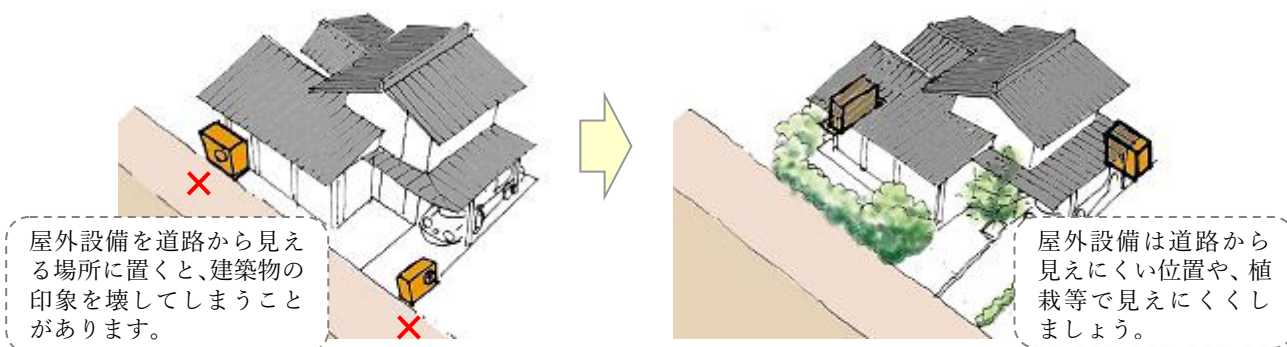
2. 景観形成基準の解説 (8) 京町周辺景観重点地区

⑤ 屋外設備等

- 1 屋外階段やバルコニー等は、建物本体との調和に配慮すること
- 2 受水槽や室外機、配管設備等は、道路や筑後川等の公共空間から見えないう配慮すること

【□1、□2 解説】

(※「2. 景観形成基準の解説 (5) 形態・意匠」(P.34)を参照)

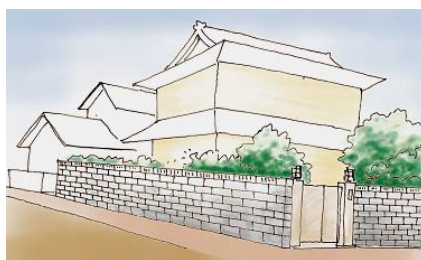


⑥ 緑化・外構

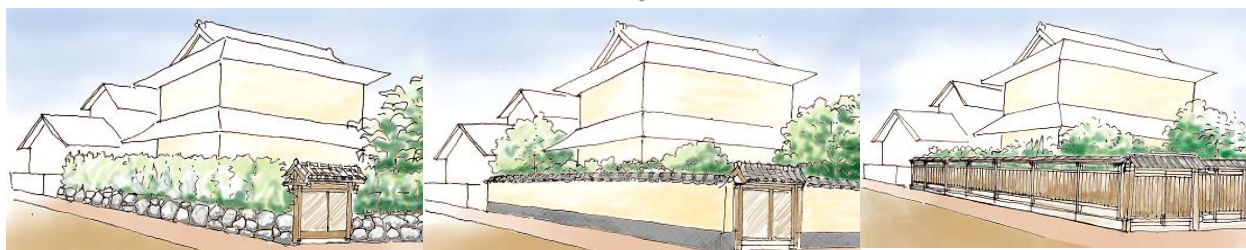
- 1 塀、垣、柵等を設ける場合は、歴史的な建造物や自然との調和に配慮した生垣、板塀、土塀等の設置に努めること。ただし、やむを得ず道路等の公共空間に面してブロック塀を設ける場合は、高さや意匠などの修景に工夫するよう努めること
- 2 工場等は、道路等の公共空間からの眺望に配慮し、緑化による修景に配慮すること

【□1 解説】

コンクリートブロック塀よりも、生垣や板塀、土塀を設置することで、歴史的な建造物と調和したまちなみをつくる事が出来ます。



●補助制度があります
生垣、板塀、土塀を設置する場合は、補助制度が活用できます。詳しくは都市計画課までお問合せください。



【□2 解説】

(※「2. 景観形成基準の解説 (6) 緑化・外構」(P.38)を参照)

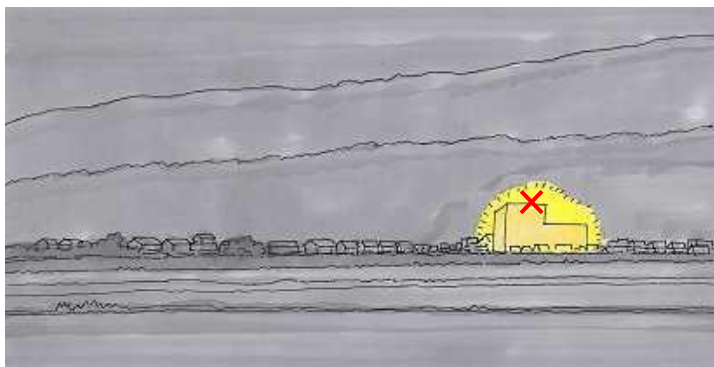
2. 景観形成基準の解説 (8) 京町周辺景観重点地区

⑦ 夜間照明

- 1 ライトアップ等を行う場合は、周囲の居住環境に配慮すること

【解説】

(※「2. 景観形成基準の解説 (7) 夜間照明」(P.41) を参照)

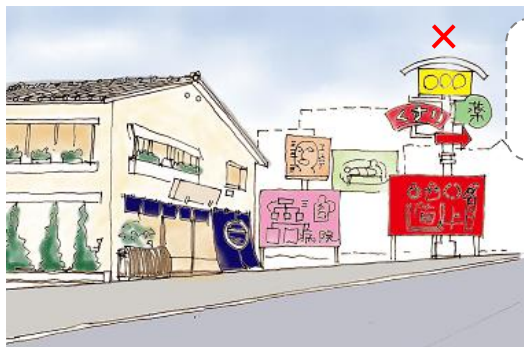


建築物や工作物にライトアップを行う場合は、点滅照明やネオン管の使用を避け、居住環境に配慮した明るさにしましょう。

⑧ 屋外広告物

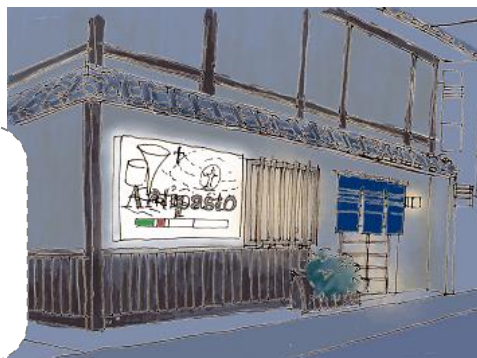
- 1 広告物を掲出する場合は、奇抜な形状を避け、歴史的な建造物等と調和したデザインや低彩度の色彩となるよう努めること
- 2 窓面利用の広告物・広告幕の掲出は避けるよう努めること
- 3 点滅する光源、サーチライト等の強い光を発するものは避けるよう努めること

【□1、□2、□3 解説】



広告物の形状や色は、歴史的な建造物などと調和したデザインにしましょう。

広告物の照明は、点滅照明やサーチライト、デジタルサイネージ等の使用を避け、間接照明などの落ち着いた照明にしましょう。



2. 景観形成基準の解説 (9) 開発行為

【対象となる地域区分：全 域（京町周辺景観重点地区含む）】

長大な法面または擁壁が生じないように配慮すること。ただし、やむを得ない場合は、次のような配慮をすること

<法面>

□ 出来るだけ周囲と調和する構造及び形態とし、出来る限り緩やかな勾配で長大とならないよう配慮し、またラウンディングを行うなどして圧迫感を軽減させるよう配慮すること。また、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するように配慮すること

<擁壁>

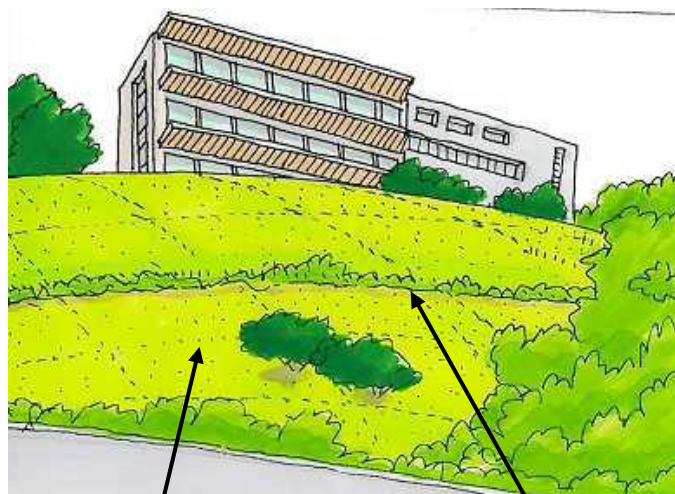
□ 構造、形態、意匠及び素材等の工夫により圧迫感を軽減するよう配慮し、必要に応じて緑化するなど周辺の景観と調和するよう配慮すること

【<法面>解説】

開発行為による大規模な形質の変更を行う場合には、造成後の長大な法面による圧迫感を軽減するために、出来る限り原状の地形や植生を活かして長大な法面を作らない造成計画となるよう配慮します。

やむを得ず長大な法面を作る場合は、法面を分割するなどの出来るだけ周囲と調和するような構造及び形態とします。また、高さを抑え緩やかな勾配とし、法尻、法肩を丸みによってなだらかに仕上げるラウンディングを行うなどをして自然の地形に出来る限りなじむようにして圧迫感を軽減させます。

また、必要に応じて法面を緑化して周辺のまちなみや自然環境と調和させます。



法面を緩やかな勾配とし、緑化する。

法面を分割し、緩やかな勾配とし、ラウンディングを行い、自然の地形に馴染ませる。

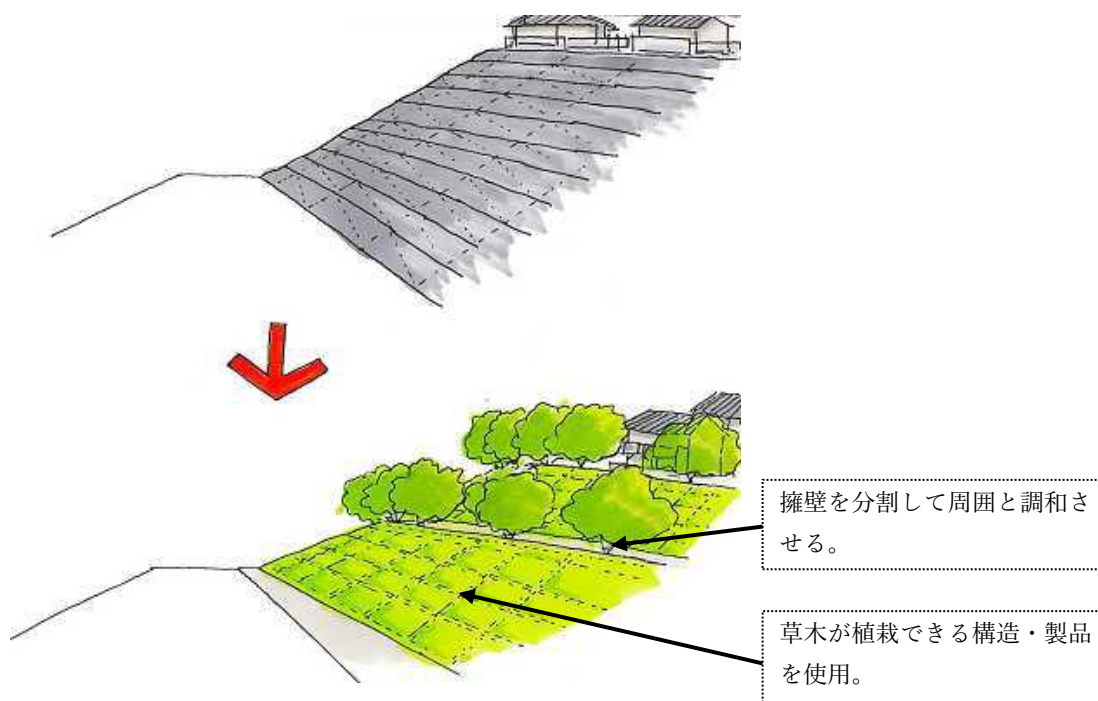
2. 景観形成基準の解説 (9) 開発行為

【<擁壁>解説】

開発行為による大規模な形質の変更を行う場合には、造成後の長大な擁壁による圧迫感を軽減するために、出来る限り原状の地形や植生を活かして長大な擁壁を作らない造成計画となるよう配慮します。

やむを得ず長大な擁壁を作る場合は、擁壁を分割するなどのできるだけ周囲と調和するような構造及び形態とします。

また、擁壁の素材にはコンクリートではなく、自然石などを使用し周辺の自然環境や生態系に配慮します。やむを得ずコンクリート製品を使用する場合には、表面の仕上げを自然石にしたり、草木が植栽可能な構造とし、周辺のまちなみや自然環境と調和させます。



2. 景観形成基準の解説 (10) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、 その他の土地の形質の変更

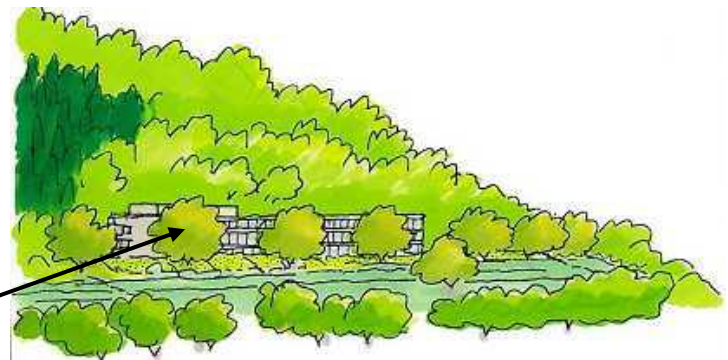
【対象となる地域区分：全 域（京町周辺景観重点地区含む）】

- 1 敷地周辺の緑化により、周囲からの遮蔽に配慮すること
- 2 長大な法面または、擁壁が生じないように配慮すること
- 3 行為終了後は、周辺の植生と調和した緑化に配慮すること

【□1 解説】

行為地においては、その敷地周辺を緑化することにより周囲から眺望を確保します。

行為地の敷地周辺を緑化し、周囲からの眺望を保全します。



【□2 解説】

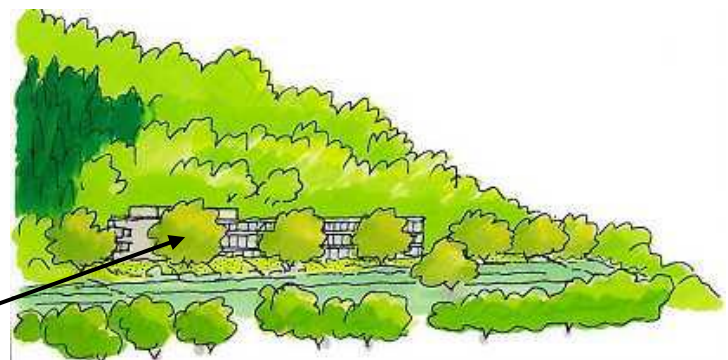
土地の開墾等を行う場合には、長大な法面または、擁壁が生じないように配慮します（※「2. 景観形成基準の解説 (9) 開発行為」(P.46-47)を参照)

【□3 解説】

行為終了後は、周辺の植生を調査し、周辺環境に影響のない樹種（地域に従前から多く生息する樹種、在来種）を選定した緑化に配慮します。

また、同一樹種ではなく様々な樹種の組合せや低木・地被植物等の組合せによって四季の感じられる緑豊かな景観形成に配慮します。

周辺の緑化を行う場合は、周辺環境に影響のない樹種を組み合わせ植樹します。



「久留米市景観計画届出の手引き（基準編）」

問合せ先：久留米市 都市建設部 都市計画課

TEL : 0942-30-9083

FAX : 0942-30-9714

Mail : toshikei@city.kurume.lg.jp